

令和 8 年度 第 1 回浜松市環境影響評価審査会

日時：令和 8 年 8 月 3 日（月）午後 1 時 30 分から

会場：浜松市役所鴨江分庁舎 2 階会議室 + WEB

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 浜松市環境影響評価審査会 委員改選に伴う会長、副会長の選出について
- (2) 環境影響評価制度の概要及び浜松市の対象事業について
- (3) 浜松湖西豊橋道路（静岡県区間） 環境影響評価準備書について

3 閉会

《配付資料》

○事前配付

- ・ 浜松湖西豊橋道路（静岡県区間） 環境影響評価準備書 及び 要約書
- ・ 浜松湖西豊橋道路（静岡県区間） 環境影響評価準備書のあらまし（データ配付）

○当日配付

- ・ 次第、環境影響評価審査会委員名簿
- ・

資 料 1

 浜松市環境影響評価条例のあらまし
- ・

資 料 2

 浜松市における環境影響評価制度の対象事業
- ・

資 料 3

 浜松湖西豊橋道路（静岡県区間） 環境影響評価準備書手続きについて
- ・

資 料 4

 浜松湖西豊橋道路（静岡県区間） 環境影響評価準備書 説明資料
- ・

参考資料

 審査会委員・庁内からの事前意見に対する都市計画決定権者の見解
- ・ 浜松湖西豊橋道路（静岡県区間） 環境影響評価準備書のあらまし（パンフレット）

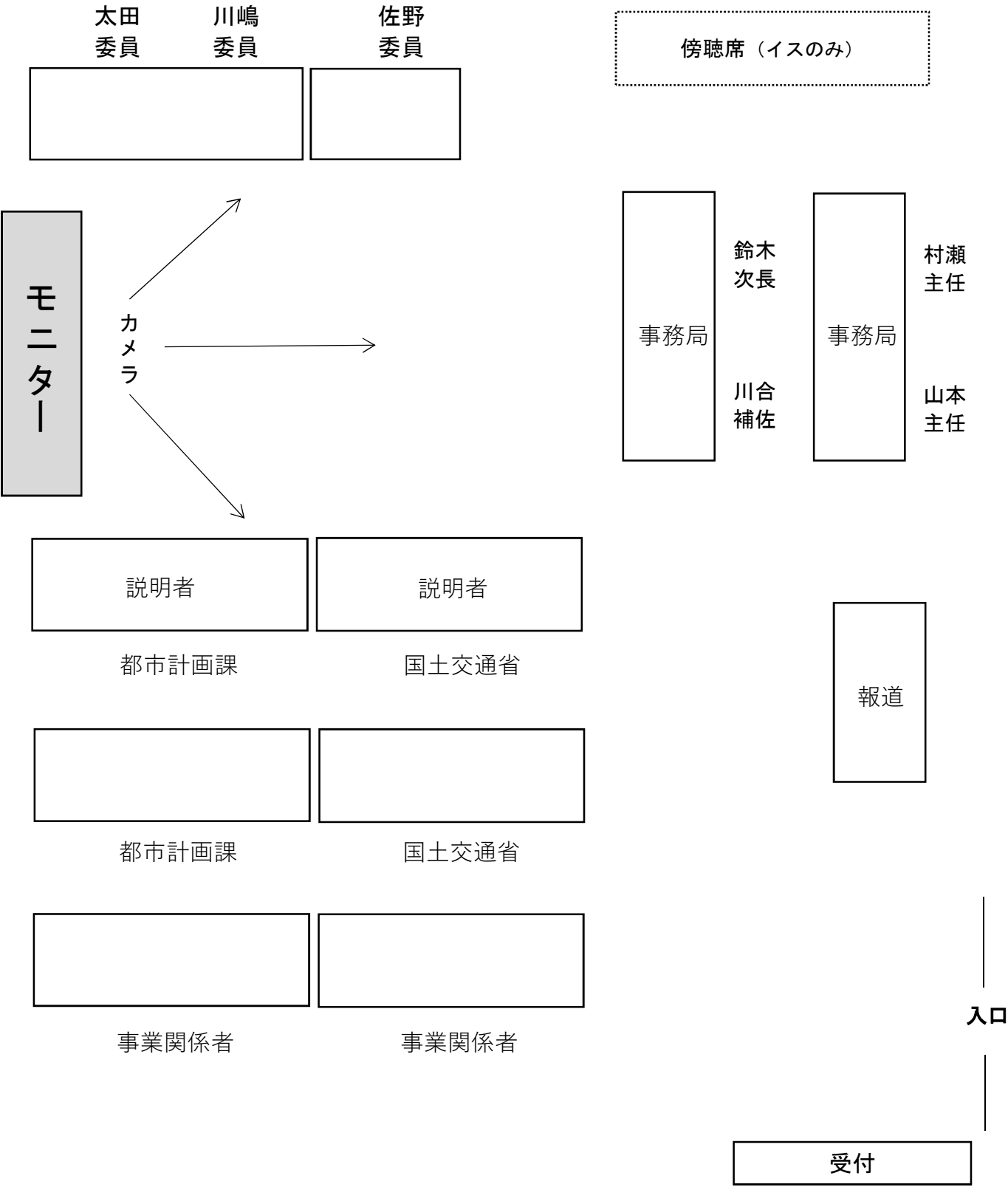
浜松市環境影響評価審査会 委員名簿

(令和8年4月1日～令和11年3月31日) (50音順 敬称略)

	委員氏名	所属等	出席状況	
1	いそむら かつろう 磯村 克郎	名古屋葵大学 教授	出席	WEB
2	えぐさ ともひろ 江草 智弘	静岡大学 農学部 助教	出席	WEB
3	おおた たかゆき 太田 隆之	静岡大学 人文社会科学部 教授	出席	会場
4	おかじま いづみ 岡島 いづみ	静岡大学 工学部 准教授	欠席	—
5	かさい あつし 笠井 敦	静岡大学 農学部 准教授	欠席	—
6	かわしま なおまさ 川嶋 尚正	静岡県自然環境保護調査委員会 淡水魚部会長	出席	会場
7	きたむら わたる 北村 亘	東京都市大学 環境学部 教授	出席	WEB
8	こみなみ ようすけ 小南 陽亮	静岡大学 教育学部 教授	出席	WEB
9	さかた まさひろ 坂田 昌弘	静岡県立大学 名誉教授	出席	WEB
10	さ の やすゆき 佐野 泰之	愛知工業大学 工学部 教授	出席	会場
11	しまざき やすひろ 島崎 康弘	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 准教授	出席	WEB
12	てらだ かずみ 寺田 一美	東海大学 建築都市学部 准教授	出席	WEB
13	やながわ はるひこ 柳川 晴彦	遠州自然研究会 副会長	欠席	—

令和8年度第1回浜松市環境影響評価審査会 座席表

- 1 日時 令和8年8月3日（月）13：30～
- 2 会場 浜松市役所鴨江分庁舎 2階会議室



浜松市環境影響評価条例

あらまし



浜松市環境影響評価条例は、浜松市環境基本条例に定める基本理念にのっとり、生活環境、自然環境及び地球環境の保全と調和のとれた事業の実施を図り、現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成28年3月に制定しました。（平成28年10月1日施行）

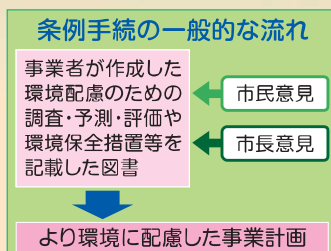


浜松市の環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業の実施にあたり、あらかじめ事業者自らが、現在の環境の状況の調査、事業の実施による環境への影響を予測・評価し、その結果を公表して意見を広く聴いた上で、環境の保全の見地からよりよい事業を行うための手続のことです。

ポイント

- 浜松市環境影響評価条例では、条例に基づく手続を必須とする「第1種事業」と方法書以降の手続の要否を個別に判定する「第2種事業」を定めています。
- 事業の計画段階において、複数の計画案を設定し、既存資料等を用いて環境影響を比較評価して、早期の段階で重大な環境影響の回避・低減を図るため、計画段階配慮（配慮書）手続を導入しています。



いろいろな観点から
事業を検討

必要性 採算性
環境配慮 安全性

B案

A案

C案



調 査

事業の実施による環境への影響を予測・評価するため、事業を実施する区域周辺の環境の現況を把握するために必要な環境情報を**既存資料調査**や**現地調査**等により収集します。

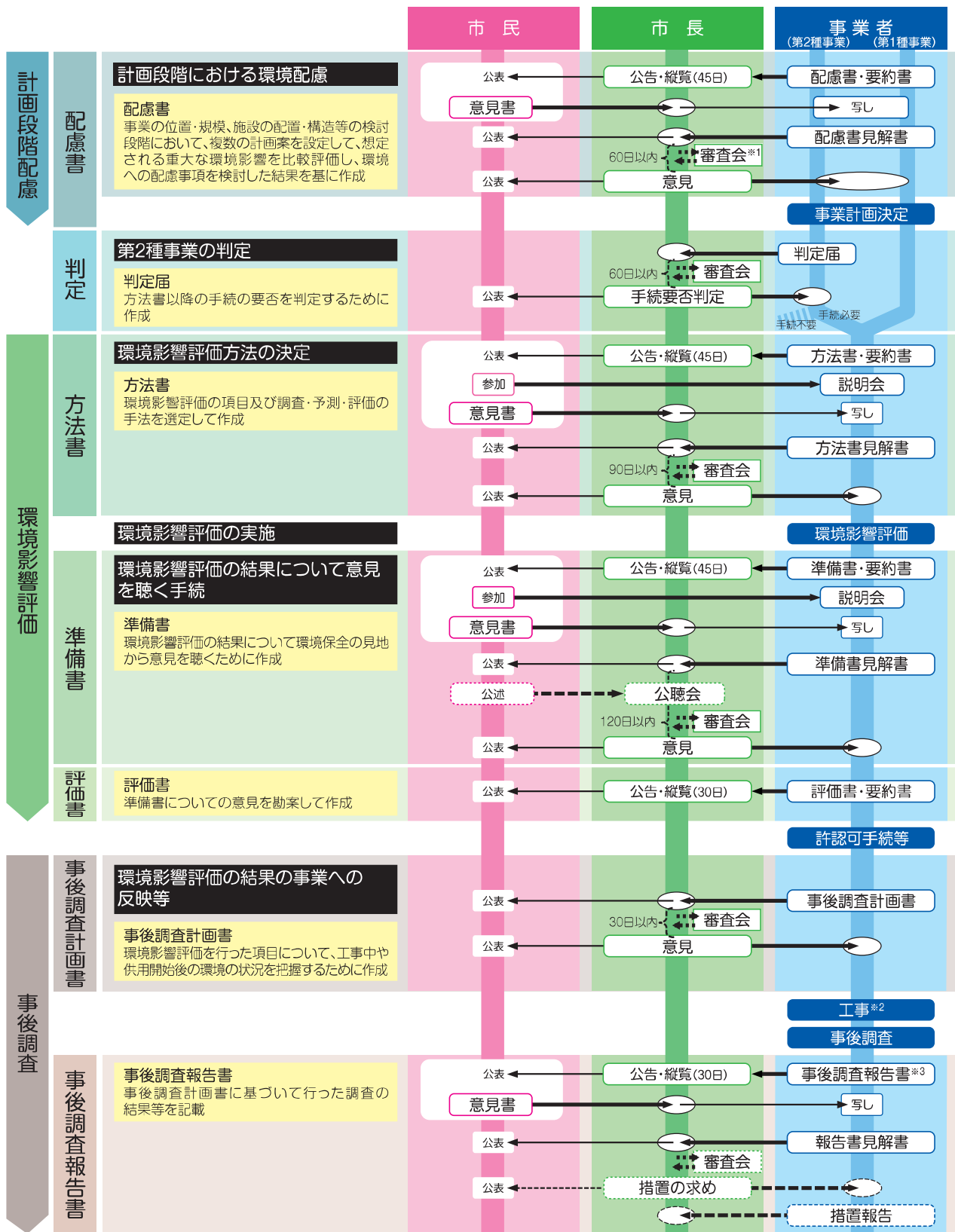
予 測

調査結果を基に、事業に係る工事や供用による環境への影響について、**各種理論に基づく計算、コンピュータや模型によるシミュレーション、類似の事例からの推定**等により予測します。

評 価

予測結果を基に、事業の実施による環境への影響がある場合には、その影響を軽減するための措置を検討し、回避・低減など環境の保全についての配慮が適切になされているか等を評価します。

条例の手続フロー



※1 正式名称は、「浜松市環境影響評価審査会」です。

※2 事業者は、工事着手前に「工事着手届」を、工事完了後に「工事完了届」を市長に提出します。

※3 事後調査報告書の提出時期は、工事開始後から供用時です（複数回提出）。

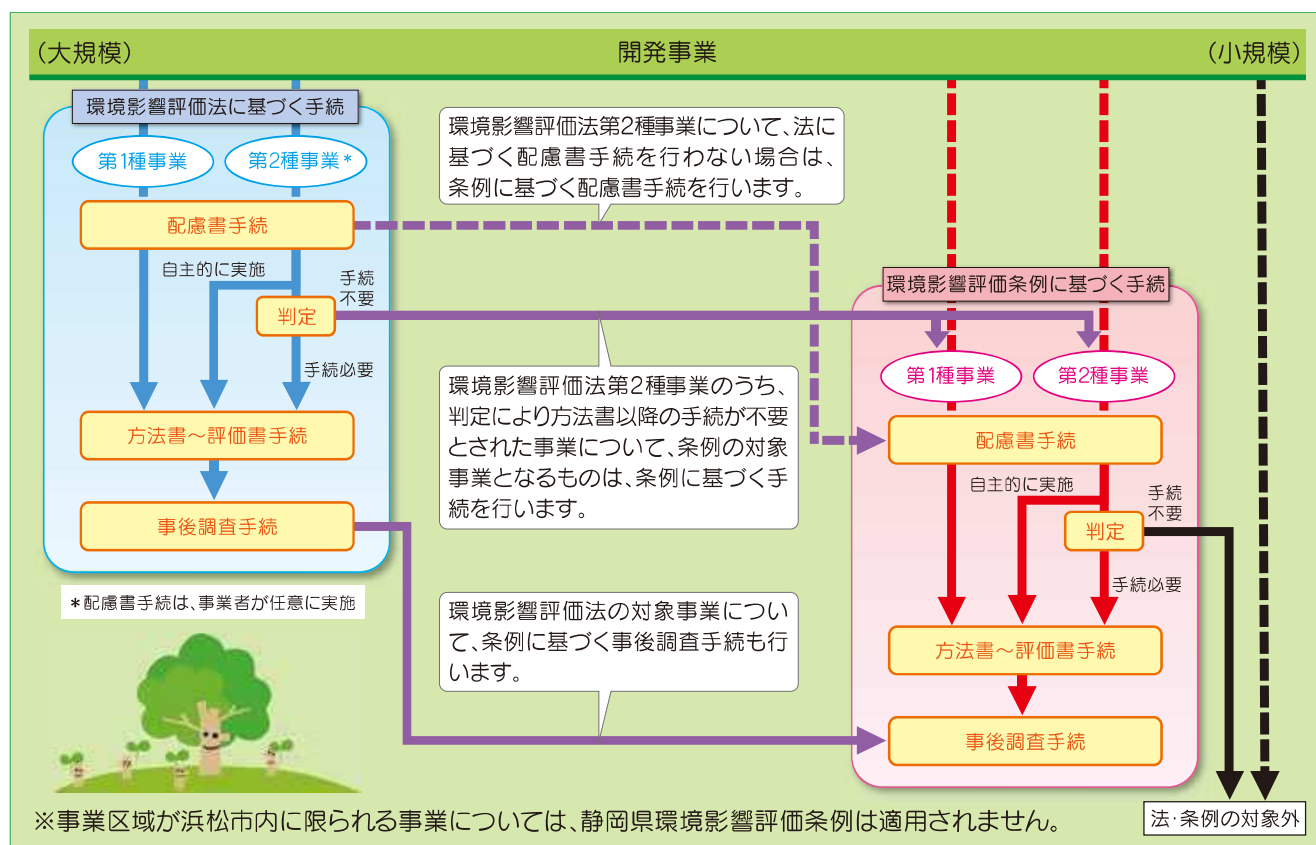
条例の対象事業・規模要件

対象事業			浜松市環境影響評価条例			環境影響評価法	
			第1種事業	第2種事業	特定地域 ^{※1}	第1種事業	第2種事業
1	道路の建設	高速自動車国道	－	－	－	すべて	－
		高規格幹線道路	すべて	－	－	－	－
		一般国道等	4車線以上 かつ 長さ10km以上	4車線以上 かつ 長さ7.5km以上	5ha以上	4車線以上 かつ 長さ10km以上	4車線以上 かつ 長さ7.5km以上
		林道	幅員6.5m以上 かつ 長さ20km以上	幅員6.5m以上 かつ 長さ15km以上	5ha以上	幅員6.5m以上 かつ 長さ20km以上	幅員6.5m以上 かつ 長さ15km以上
2	ダム又は 放水路の建設	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上	5ha以上	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上
		放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上	5ha以上	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上
		堰	－	－	－	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上
		湖沼開発	－	－	－	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上
3	鉄道の建設	新幹線鉄道	－	－	－	すべて	－
		鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km以上	5ha以上	長さ10km以上	長さ7.5km以上
4	飛行場の建設		滑走路長さ2,500m以上	滑走路長さ1,875m以上	5ha以上	滑走路長さ2,500m以上	滑走路長さ1,875m以上
5	発電所の建設	火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上	5ha以上	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上
		水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上	5ha以上	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上
		地熱発電所	－	－	－	出力1万kW以上	出力7,500kW以上
		原子力発電所	－	－	－	すべて	－
		風力発電所	出力7,500kW以上	出力1,000kW以上	5ha以上	出力5万kW以上	出力3.75万kW以上
		太陽光発電所	敷地面積50ha以上又は 森林伐採面積20ha以上	敷地面積20ha以上	敷地面積 5ha以上	出力4万kW以上	出力3万kW以上
6	廃棄物処理 施設の建設	ごみ焼却施設	処理能力200t/日以上	処理能力150t/日以上	5ha以上	－	－
		ごみ処理施設 (焼却以外)	－	処理能力500t/日以上 又は 面積10ha以上	5ha以上	－	－
		し尿処理施設	処理能力200kl/日以上	処理能力150kl/日以上	5ha以上	－	－
		最終処分場	埋立面積30ha以上	埋立面積15ha以上	5ha以上	埋立面積30ha以上	埋立面積25ha以上
		産業廃棄物焼却施設	処理能力200t/日以上	処理能力150t/日以上	5ha以上	－	－
		産業廃棄物 中間 処理施設 (焼却以外)	－	(破碎) 処理能力1,000t/日以上 (破碎以外) 処理能力500t/日 以上 又は 面積10ha以上	5ha以上	－	－
7	埋立て又は干拓		面積50ha以上	面積25ha以上	5ha以上	面積50ha超	面積40ha以上
8	土地区画整理事業		面積100ha以上	面積50ha以上	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
9	新住宅市街地開発事業		面積100ha以上	面積50ha以上	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
10	新都市基盤整備事業		面積100ha以上	面積50ha以上	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
11	流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積50ha以上	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
12	住宅団地の造成		面積50ha以上	－	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
13	工業団地の造成		面積50ha以上	－	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
14	農用地の造成		農用地面積100ha以上	農用地面積50ha以上	5ha以上	－	－
15	残土の処分		面積50ha以上	面積25ha以上	5ha以上	－	－
16	土石の採取		面積50ha以上	－	5ha以上	－	－
17	レクリエーション施設用地の造成		面積50ha以上	－	5ha以上	－	－
18	複合開発用地の造成		面積50ha以上	－	5ha以上	－	－
19	下水道終末処理場の建設		敷地面積10ha以上	敷地面積7.5ha以上	5ha以上	－	－
20	工場等の建設		(設置) 排出ガス10万Nm ³ /h以上 (バイオマス20万Nm ³ /h以上) 又は 排水量1万m ³ /日以上	(変更) 排出ガス10万Nm ³ /h以上 (バイオマス20万Nm ³ /h以上)	－	－	－
21	高層建築物の建設		高さ100m以上 かつ延べ面積5万m ² 以上	－	－	－	－
22	リゾートマンション又は リゾートホテルの建設		延べ面積5万m ² 以上	－	－	－	－
23	その他規則で 定める事業	都市公園の建設	土地の形状の変更面積 100ha以上	土地の形状の変更面積 50ha以上	－	－	－
		河川又は海岸の改変	－	－	5ha以上	－	－

※1 「特定地域」とは、土地の形状を変更する面積が5ha以上の場合、第2種事業として取扱う地域のことです。（太陽光発電所のみ敷地面積で判断）
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の「特別保護地区」、自然公園法第20条第1項の「国定公園特別地域」、静岡県立自然公園条例第19条第1項の「県立自然公園特別地域」、静岡県自然環境保全条例第13条第1項の「県立自然環境保全地域特別地区」、都市緑地法第12条第1項の「特別緑地保全地区」を指します。

注) 面積の取扱については対象事業により異なりますので、お問い合わせください。

環境影響評価法と条例の関係



市民の皆様へ

より環境に配慮した事業を実施するためには、市民の皆様からのご意見、情報提供が重要です。この条例の目的をご理解いただき、積極的にご参加ください。

なお、図書や市長意見の内容などは、浜松市ホームページ(下記)でも公表します。

市民参加

意見書の提出

配慮書、方法書、準備書及び事後調査報告書について、環境の保全の見地からの意見を市長に提出することができます。意見書には、できるだけ具体的に記載してください。意見書の提出に際して、配慮書等の各図書は、各縦覧場所や浜松市ホームページに掲載します。

説明会への参加

方法書、準備書手続において、図書の縦覧期間中に、事業者による説明会を開催します。事業地近辺で開催しますので、ぜひご参加いただき、ご意見・ご質問を意見書として提出してください。

公聴会への参加

準備書手続において、事業者による見解書の提出後、市長の意見を作成する前に、公聴会を開催する場合があります。準備書に係る事業者の見解等について意見を陳述することができます。

【問い合わせ先】

浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1-10

電話:053-453-6146 FAX:050-3606-4345 E-mail:kankyoku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市ホームページ:<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

トップページ ▶ くらし・手続 ▶ 環境 ▶ 環境影響評価(環境アセスメント)

発行：平成28年3月
修正：令和2年4月

浜松市における環境影響評価制度の対象事業

➤ 環境影響評価法 対象事業

① 浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）

※浜松市から湖西市を通り、豊橋市へとつながる道路のうち、静岡県区間を対象としたもの

事業者		計画地	起点：浜松市浜名区三ヶ日 町福長 終点：湖西市梅田
都市計画決定権者	静岡県（湖西市区間） 浜松市（浜松市区間）		
都市計画対象道路 事業の種類	高速自動車国道または 一般国道（自動車専用道 路）の新設	都市計画対象道路 事業の規模	延長：約 28km 静岡県区間：約 13.8km
手 続 状 況			
配慮書	2021. 12. 23 提出 → 2022. 3. 8 市長意見		
方法書	2024. 7. 3 提出 → 2024. 11. 1 市長意見 → 2024. 12. 18 県知事意見		
準備書	2026. 6. 15 提出		
今後の流れ	準備書 審査		

②（仮称）浜松陸上風力発電事業

事業者	浜松陸上風力発電株式会社	計画地	天竜区
対象事業の種類	電気工作物の設置(風力)	対象事業の規模	出力 最大 50,400kW 基数 最大 12 基
手 続 状 況			
配慮書	2022. 10. 3 提出 → 2022. 12. 5 市長意見		
今後の流れ	方法書提出（時期未定）		

③（仮称）浜松市沖洋上風力発電事業

事業者	浜松洋上風力発電合同会社	計画地	浜松市沿岸海域
対象事業の種類	電気工作物の設置(風力)	対象事業の規模	出力 最大 625,000kW 基数 最大 66 基
手 続 状 況			
配慮書	2022. 10. 31 提出 → 2022. 11. 25 市長意見 → 2023. 1. 20 県知事意見		
今後の流れ	方法書提出（時期未定）		

➤ 静岡県環境影響評価条例 対象事業

①一般国道 474 号 三遠南信自動車道青崩峠道路

事業者	国（国土交通省）	計画地	天竜区水窪町
対象事業の種類	一般国道（高規格幹線道路）の新設	対象事業の規模	延長：約 6.6km 静岡県区間：約 3.0km
手 続 状 況			
方法書	2006. 2. 1 提出 → 2006. 6. 30 市長意見 → 2006. 7. 31 県知事意見		
調査実施計画書	2007. 3. 13 提出		
準備書	2007. 12. 3 準備書提出 → 2008. 8. 28 市長意見 → 2008. 10. 31 県知事意見		
評価書	2009. 4. 27 評価書提出		
事後調査計画書	2010. 8. 23 提出 → 2010. 9. 22 県知事意見		
事後調査報告書 1	2020. 7. 21 提出（トンネル工事：中間年次報告） → 2020. 9. 25 市長意見		
事後調査報告書 2	2025. 7. 7 提出（トンネル工事：完了後） → 2025. 9. 2 市長意見		
今後の流れ	事後調査報告書 3 審査		

➤ 浜松市環境影響評価条例 対象事業

①浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター施設整備運営事業

事業者	浜松市（天竜清掃事業所）	計画地	天竜区青谷
対象事業の種類	廃棄物処理施設の建設 （ごみ焼却施設）	対象事業の規模	焼却施設 399t/日 （破砕施設 64t/日も設置）
手 続 状 況			
方法書（県条例）	2014.10.20 提出 → 2014.12.26 市長意見 → 2015.3.10 県知事意見		
準備書	2017.1.16 準備書提出 → 2017.6.15 市長意見		
評価書	2017.9.29 評価書提出		
事後調査計画書	2018.1.29 提出 → 2018.2.28 市長意見		
事後調査報告書 1	2019.5.17 提出（調査時期：2018 年度）		
事後調査報告書 2	2021.5.13 提出（調査時期：2019～2020 年度）		
工事完了届	2024.4.1		
事後調査報告書 3	2024.6.11 提出（調査時期：2021～2023 年度）		
事後調査報告書 4	2025.7.4 提出（調査時期：2024 年度）		
今後の流れ	事後調査報告書 5 審査		

②（仮称）青谷コース新設事業

事業者	スズキ（株）	計画地	天竜区青谷（①の南側）
対象事業の種類	工業団地の造成	対象事業の規模	面積 53.36ha
手 続 状 況			
方法書（県条例）	2015.3.31 提出 → 2015.6.18 市長意見 → 2015.8.17 県知事意見		
準備書	2017.7.31 準備書提出 → 2018.2.6 市長意見		
評価書	2018.5.10 評価書提出		
事後調査計画書	2019.5.31 提出 → 2019.6.28 市長意見		
今後の流れ	工事着手（時期未定）		

③一般国道 474 号三遠南信自動車道（水窪～佐久間）

事業者	国（国土交通省）	計画地	天竜区水窪町～佐久間町
対象事業の種類	高規格幹線道路の新設	対象事業の規模	道路延長 約 14.0km
手 続 状 況			
方法書（県条例）	2014.9.12 提出 → 2014.12.24 市長意見 → 2015.3.13 県知事意見		
準備書	2017.7.31 準備書提出 → 2018.6.4 市長意見		
評価書	2018.10.23 評価書提出		
事後調査計画書	2022.3.30 提出 → 2022.4.28 市長意見		
今後の流れ	工事着手（時期未定）		

浜松湖西豊橋道路（静岡県区間） 環境影響評価準備書手続きについて

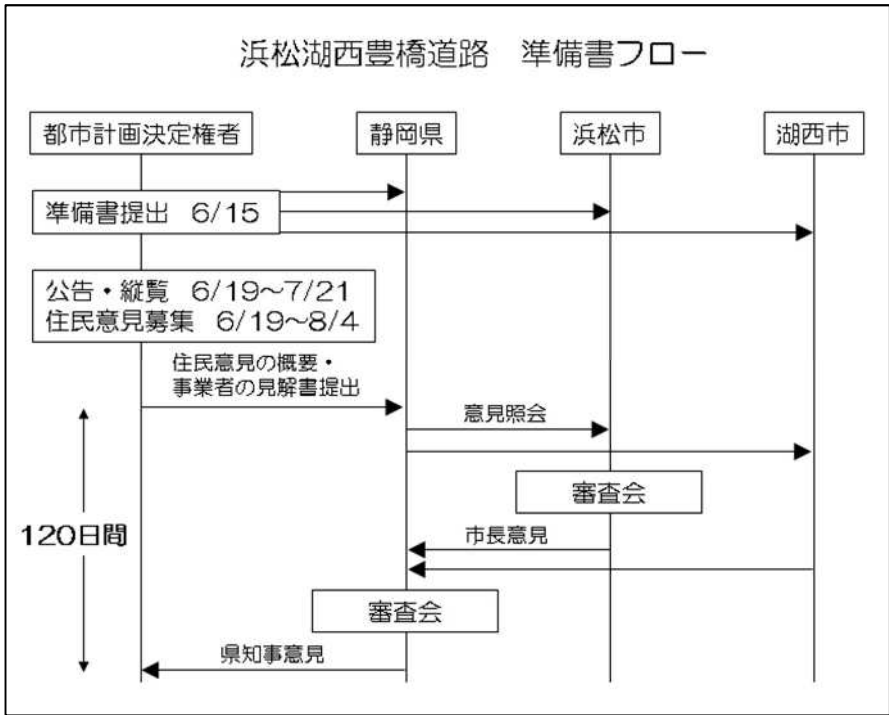
事業者	
都市計画決定権者	静岡県（湖西市区間） 浜松市（浜松市区間）
都市計画対象道路事業実施区域の位置	始点：浜松市浜名区三ヶ日町福長 終点：湖西市梅田（静岡県と愛知県の県境）
都市計画対象道路事業の種類	高速自動車国道または一般国道（自動車専用道路）の新設
過去の流れ	令和 3 年 12 月 計画段階環境配慮書（配慮書）提出 令和 4 年 3 月 浜松市長意見 令和 4 年 7 月 通知「浜松湖西豊橋道路の都市計画決定について」発出 （以降の手続きを都市計画決定権者が実施） 令和 6 年 7 月 環境影響評価方法書提出 令和 6 年 11 月 浜松市長意見 令和 8 年 6 月 環境影響評価準備書提出

○環境影響評価準備書とは

環境影響評価における各項目（動植物、生態系、水環境、景観…）について、以下のよう
な事項を示した図書。

- ・ 調査結果の概要及び予測・評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの
- ・ 環境の保全のための措置
- ・ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

都市計画決定権者は、準備書手続きの過程で説明会を開催し、広く環境保全の見地からの意見を聴き、県知事意見等も踏まえて準備書の記載事項について検討を行った上で評価書に反映する。



湖西都市計画道路 1・3・1号 浜松湖西豊橋道路
浜松都市計画道路 1・3・402号 浜松湖西豊橋道路

浜松湖西豊橋道路(静岡県区間) 環境影響評価準備書

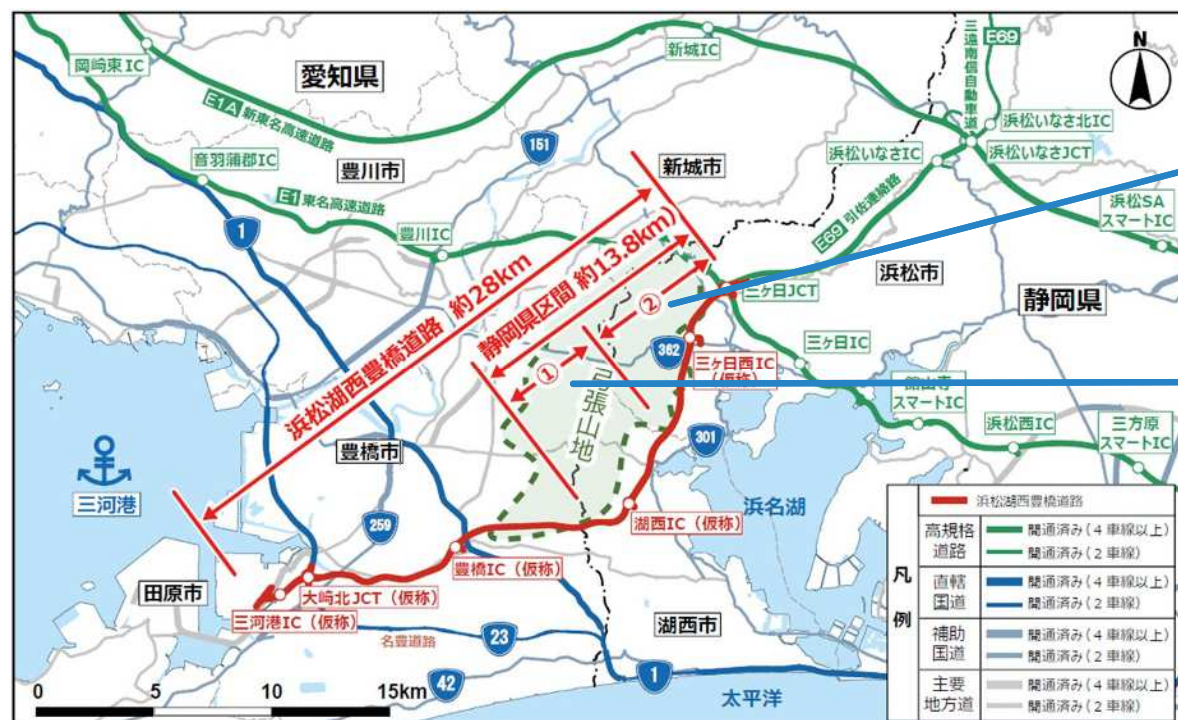
説明内容

○事業概要と環境影響評価手続きの流れ

○環境影響評価準備書の内容について

- 環境保全への配慮事項
- 環境影響評価の項目
- 環境影響評価の結果の概要
- 事後調査
- 総合評価

- ◆ 浜松湖西豊橋道路は、静岡県浜松市浜名区と愛知県豊橋市を結ぶ延長約28kmの高規格道路（自動車専用道路）であり、三ヶ日ジャンクションと三河港地域を相互に連絡するとともに、東名高速道路及び新東名高速道路、三遠南信自動車道及び名豊道路（一般国道23号）等と合わせて広域道路ネットワークを形成します。
- ◆ この道路のうち、静岡県区間である三ヶ日ジャンクションから静岡県・愛知県県境までの延長約13.8kmを、必要な都市施設として都市計画に定めるにあたり、都市計画決定権者（静岡県、浜松市）が、都市計画の手続きとあわせて環境影響評価の手続きを行います。



【浜松市区間（浜松市）】
②浜松都市計画道路 1・3・402号
浜松湖西豊橋道路

【湖西市区間（静岡県）】
①湖西都市計画道路 1・3・1号
浜松湖西豊橋道路

- ◆ 本事業は、三遠地域（静岡県浜松市・湖西市、愛知県豊橋市・豊川市・田原市）内の交流を促進するとともに、地域内の物流交通の発展、災害リスクの改善及び観光エリアの連絡機能強化等に寄与する事を目的としています。

物流

速達性、定時性の向上による物流支援

三河港と高速道路 IC を結び時間短縮が見込まれ高速道路へのアクセス性が向上するとともに、市街地等の道路の渋滞等を回避し定時性に寄与します。



防災

災害時の信頼性向上による円滑な救援等活動及び支援物資輸送

津波浸水域や液状化が想定される地域を回避または橋梁構造とすることで、大規模災害の影響を受けにくく、円滑な救援等の活動や支援物資の輸送の確実性に寄与します。



観光

広域道路ネットワークの構築による地域間交流の促進

豊橋・三河港地域と他の地域の主要な観光圏域の相互アクセス性の向上が見込まれ、観光地間の移動がしやすくなります。



事故

生活交通の安全な走行環境

現道の幹線道路や市街地からの大型車交通の削減が期待でき、物流交通と生活交通が分離されることで交通安全に寄与します。



●計画概要

都市計画対象道路事業の名称	①湖西都市計画道路 1・3・1号 浜松湖西豊橋道路
	②浜松都市計画道路 1・3・402号 浜松湖西豊橋道路
都市計画決定権者の名称	静岡県（湖西市区間）
	浜松市（浜松市区間）
都市計画対象道路事業の種類	高速自動車国道または一般国道（自動車専用道路）の新設
起終点	起点：静岡県浜松市浜名区三ヶ日町福長 終点：静岡県湖西市梅田
規模	延長：約13.8km
車線の数	4車線
設計速度	80km/h
道路区分	第1種第3級（自動車専用道路）

●インターチェンジ等

名称		連結施設
インターチェンジ（IC）	三ヶ日西IC（仮称）	一般国道362号
	湖西IC（仮称）	新規都市計画道路
ジャンクション（JCT）	三ヶ日JCT	東名高速道路、新東名高速道路（引佐連絡路）

●計画交通量（令和22年）

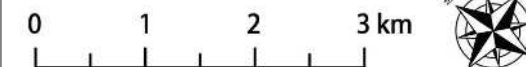
区間	計画交通量（台/日）
三ヶ日JCT～三ヶ日西IC（仮称）	23,900
三ヶ日西IC（仮称）～湖西IC（仮称）	16,300
湖西IC（仮称）～豊橋IC（仮称）	11,200

パンフレットP3,4

[illegible]

凡例

	都市計画対象道路事業実施区域※
	県境
	市町村・行政区界
	浜松湖西豊橋道路
	新規都市計画道路
	高速自動車道
	主要道路
	
	鉄道

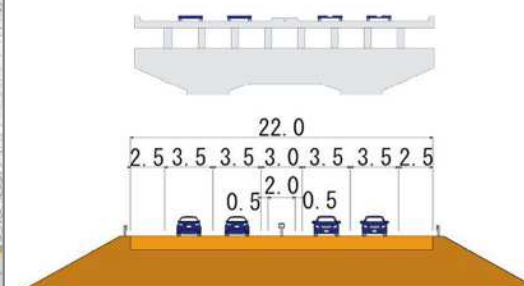


地表式 (土工部)

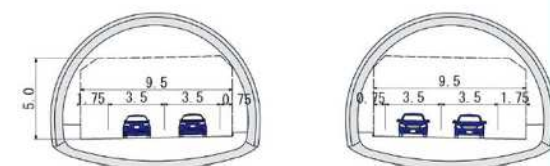
[単位:m]



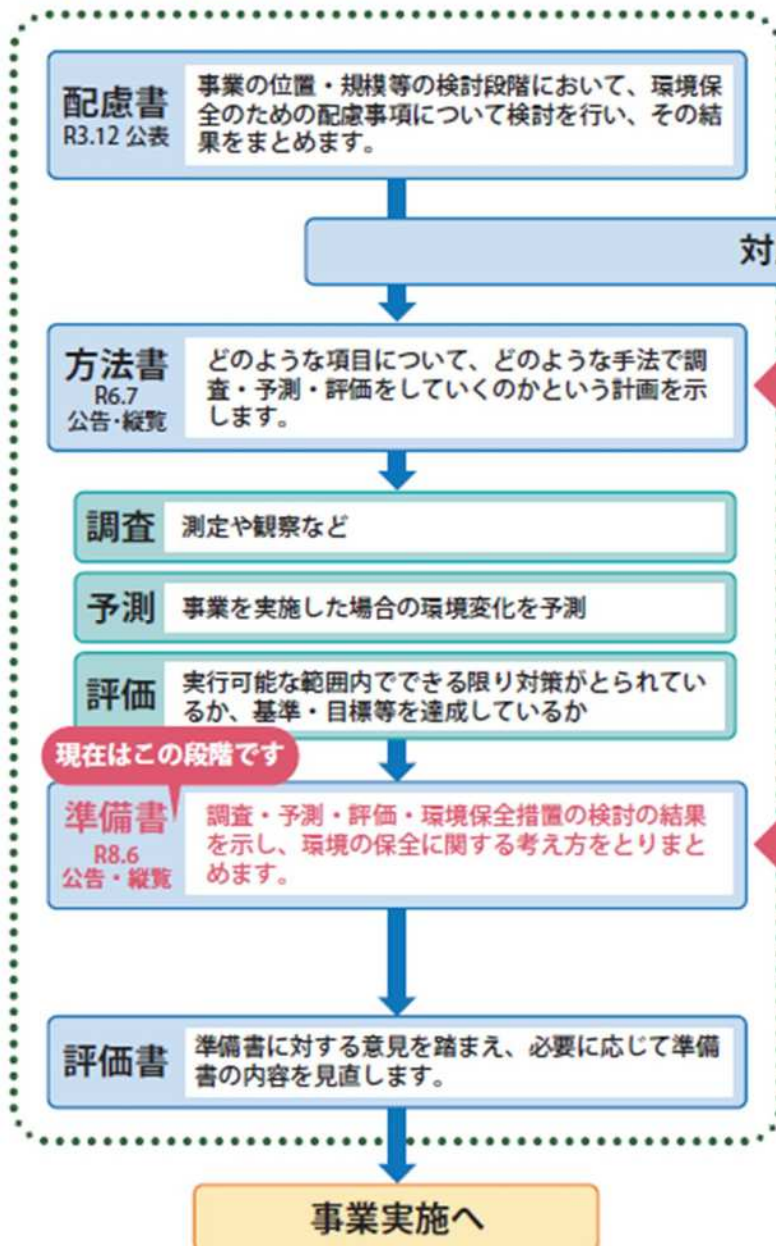
嵩上式 (橋梁部・土工部)



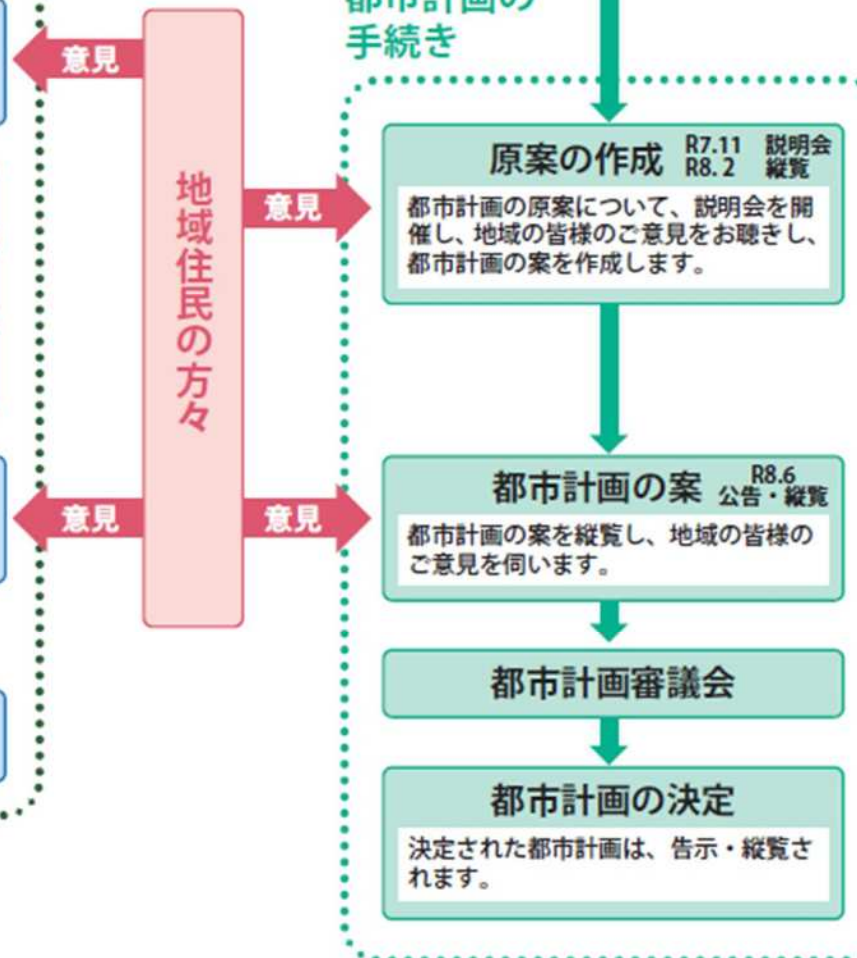
地下式 (トンネル部)



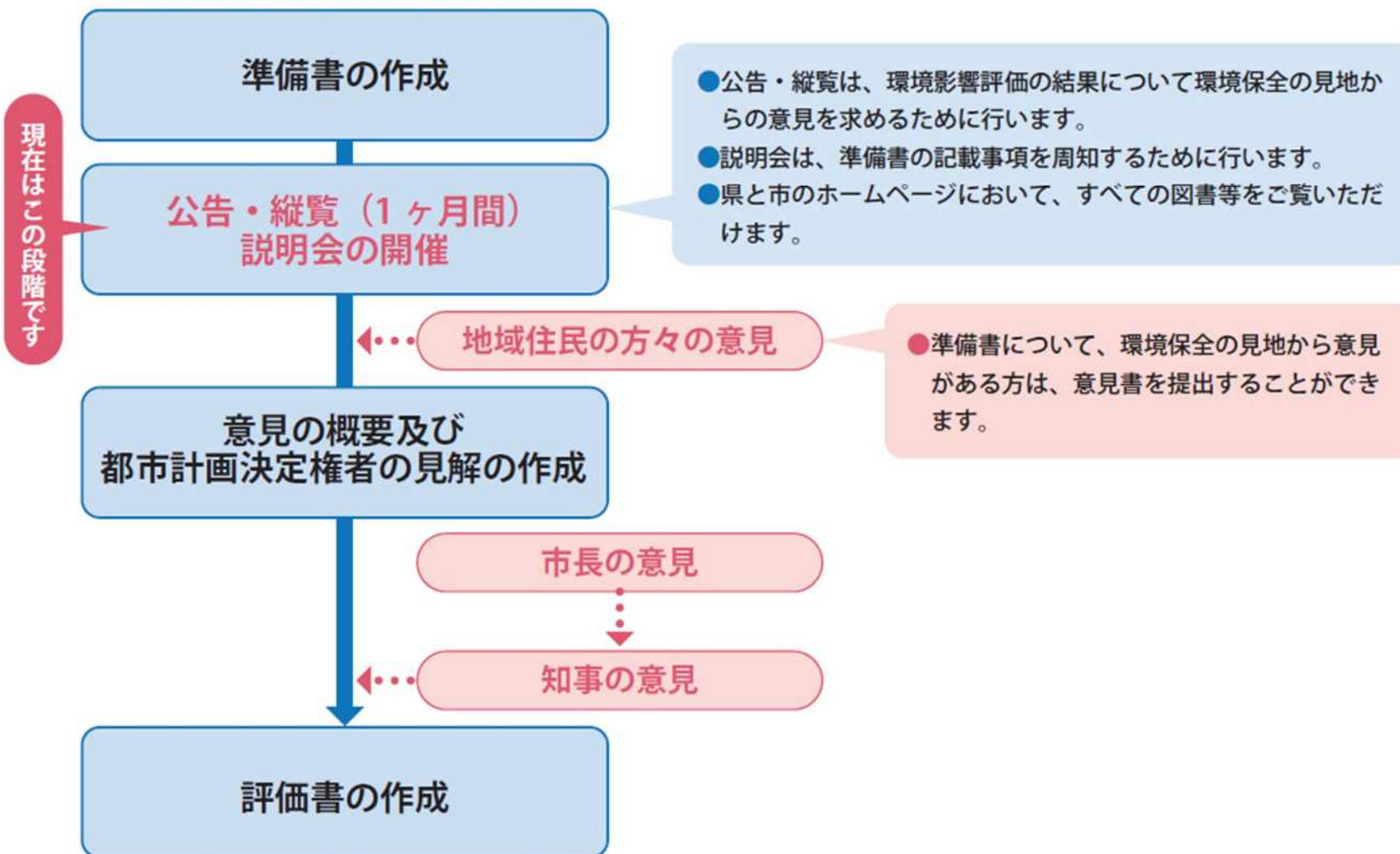
環境影響評価の手続き



都市計画の手続き



》 準備書手続きの流れ



》 「環境影響評価準備書」の縦覧について

縦覧期間

令和8年6月19日(金)～7月21日(火)[土曜・日曜及び祝日を除く]
午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所

- 静岡県交通基盤部都市局都市計画課
- 浜松市都市整備部都市計画課
- 浜松市環境部環境政策課
- 浜松市三ヶ日支所
- 湖西市都市整備部都市政策課

インターネットによる公表

- 静岡県都市計画課ホームページ
<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/toshikeikaku/1049266/1040486/1029708.html>
 - 浜松市都市計画課ホームページ
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/toshikei/city/tosike/urbanplanning/doro.html>
- ※ホームページ上では、期間中の土曜・日曜及び祝日を含み、終日閲覧可能です。

》 「意見書」の提出について

準備書について、環境保全の見地から意見書を提出することができます。

01. 提出期限 令和8年8月4日(火)必着

02. 提出先

- ① 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県 交通基盤部 都市局 都市計画課
- ② 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所 都市整備部 都市計画課
- ③ 〒431-0492 湖西市吉美3268番地 湖西市役所 都市整備部 都市政策課

※郵送の場合は上記①～③のいずれかに提出ください。
※持参の場合はすべての縦覧場所で提出することができます。

03. 提出方法

- 郵送又は持参による書面での提出
- 静岡県ふじのくに電子申請サービスによる提出
https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=20433
- 電子メールによる提出(浜松市)
toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp



▲電子申請

04. 意見書に記載が必要な事項

- A.** 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- B.** 意見書の提出の対象である準備書の名称(「湖西都市計画道路1・3・1号浜松湖西豊橋道路 浜松都市計画道路1・3・402号浜松湖西豊橋道路 環境影響評価準備書」と記載)
- C.** 準備書についての環境の保全の見地からの意見(意見の理由を含めて日本語で記載してください。)
※意見書については、指定の様式はございませんが、縦覧場所や県・市ホームページより参考様式をご利用いただけます。

説明内容

○事業概要と環境影響評価手続きの流れ

○環境影響評価準備書の内容について

- 環境保全への配慮事項
- 環境影響評価の項目
- 環境影響評価の結果の概要
- 事後調査
- 総合評価

- 対象道路の検討にあたっては、集落・市街地、重要な地形及び地質、動物や植物の重要な種、景観の保全上重要な箇所等への影響をできる限り回避しました。また、弓張山地は、自然環境への影響について極力回避を図りました。
- 工事用車両の運行ルートは、集落や市街地における生活道路の通過を避け、既存の幹線道路を極力利用するとともに、工事用車両の集中を避ける運行計画とします。
- 建設発生土の仮置きやトンネル排水等、工事の実施に伴って発生する濁水の影響を低減するために、沈砂池等の濁水処理施設で処理した後に公共用水域に放流することにより、水質への影響の低減に努めます。

ほか

- ◆ 環境影響評価の項目については、事業特性及び地域特性、知事等の意見を踏まえて以下の通り選定しました。

環境要素の区分 影響要因の区分				工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用				
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両（工事用車両）の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	掘削工事、トンネル工事の実施	道路（地表式）の存在	道路（嵩上式）の存在	道路（地下式）の存在	自動車の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	○	○								○
			粉じん等	○	○								
		騒音	騒音	○	○								○
		振動	振動	○	○								○
		低周波音	低周波音										○
	水環境	水質	水の濁り				○						
		地下水の水位	地下水の水位						○			○	
		河川	河川の変化						○			○	
	土壌に係る環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○			○			
		その他の環境要素	日照阻害								○		

○: 選定した項目

注) この表は、国土交通省令、県条例などにに基づき作成しています。

環境要素の区分 \ 影響要因の区分			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用			
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両（工事用車両）の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	掘削工事、トンネル工事の実施	道路（地表式）の存在	道路（嵩上式）の存在	道路（地下式）の存在
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○			○	○	○	○		
	植物	重要な種及び群落				○	○	○	○		
	生態系	地域を特徴づける生態系	○			○	○	○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○			○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○			○		
	文化財					○			○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○						
	地球環境	温室効果ガス	○								

○：選定した項目

注）この表は、国土交通省令、県条例などに基づき作成しています。

○調査、予測及び評価の手法は、国土交通省令に基づき、道路環境影響評価の技術手法（平成24・令和2年度版）に示される手法、並びに静岡県及び浜松市の環境影響評価指針に示される手法を参考として、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。

○騒音の予測モデルを最新版とした以外には、方法書から手法の大きな変更はありません。

環境要素の区分			調査の手法	予測の手法
大気環境	大気質	二酸化窒素・浮遊粒子状物質	既存資料調査、現地調査	ブルーム式及びパフ式を用いた予測
		粉じん等	既存資料調査、現地調査	事例の引用又は解析により得られた経験式を用いた予測
	騒音	騒音	既存資料調査、現地調査	音の伝搬理論に基づく予測式を用いた予測（ASJ RTN-Model 2023）
	振動	振動	既存資料調査、現地調査	事例の引用又は解析により得られた振動の伝搬理論に基づく予測式および80%レンジの上端値を予測するための式を用いた予測
	低周波音	低周波音	現地調査	既存の調査結果より導かれた予測式を用いた予測
水環境	水質	水の濁り	既存資料調査、現地調査	類似事例を用いて推定もしくは計算による予測
	地下水の水位	地下水の水位		事例の引用又は理論的解析による予測
	河川	河川の変化		事例の引用又は理論的解析による予測
土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質		土地の改変範囲と重要な地形及び地質の分布範囲を重ね合わせることによる予測
	地盤	地盤沈下（愛知側のみ）		理論モデルによる計算又は数値シミュレーションを用いた予測
その他の環境要素		日照障害	既存資料調査、現地調査	日影図の作成による予測
動物		重要な種及び注目すべき生息地	既存資料調査、現地調査	科学的知見や類似事例を参考とした予測
植物		重要な種及び群落		
生態系		地域を特徴づける生態系		
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観と事業実施区域との重ね合わせフォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法による予測
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源と事業実施区域の重ね合わせによる予測
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況（文化財）				地域の歴史的文化的特性を生かした環境（文化財）と事業実施区域の重ね合わせによる予測
廃棄物等		建設工事に伴う副産物		事業特性及び地域特性の情報を基にした予測
温室効果ガス等		温室効果ガス等	－	工事実施に伴い発生する温室効果ガスの発生状況を予測

評価の手法

- ①事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減、若しくは環境保全への配慮がなされているかについて
見解を明らかにする
- ②法的な基準に適合しているか検討（※法令で評価基準又は目標が示されている場合）

環境影響評価の結果(全体)

準備書第11章、第12章、第13章

■環境影響評価の結果（1 / 2）

■大気質～日照障害

- 建設機械の稼働に係る粉じん等、建設機械の稼働及び自動車の走行に係る騒音、地下水の水位、河川、日照障害では、環境影響があると予測され、環境保全措置を検討しました。
- 地下水の水位、河川、地盤では、事後調査を実施することとしました。

環境要素の区分		影響要因の区分	予測結果		環境保全措置	評価結果	事後調査
			工事	存在・供用			
大気質	二酸化窒素・浮遊粒子状物質	工事(建設機械)	○	－	－	○	実施しない
		工事(工事用車両)	○	－	－	○	実施しない
		供用	－	○	－	○	実施しない
	粉じん等	工事(建設機械)	×	－	散水	○	実施しない
		工事(工事用車両)	×	－	工事用車両の洗車	○	実施しない
騒音		工事(建設機械)	×	－	防音シートなどの遮音対策（防音シート又は防音パネルの設置）	○	実施しない
		工事(工事用車両)	○	－	－	○	実施しない
		供用	－	×	遮音壁の設置	○	実施しない
振動		工事(建設機械)	○	－	－	○	実施しない
		工事(工事用車両)	○	－	－	○	実施しない
		供用	－	○	－	○	実施しない
低周波音	低周波音	供用	－	○	－	○	実施しない
水質	水の濁り	工事	○	－	－	○	実施しない
地下水の水位		工事／存在	×		観測修正法による最適な工法の採用	○	実施する
河川	河川の変化	工事／存在	×		トンネル湧水の河川及び水路への流入、観測修正法による最適な工法の採用	○	実施する
地形及び地質	重要な地形及び地質	工事／存在	○		－	○	実施しない
その他の環境要素	日照障害	存在	－	×	高架構造物の上下部工の形式・配置等の工夫	○	実施しない

(凡例)

予測結果 ○：影響がない又は極めて小さい ×：影響あり（基準超過など）

評価結果 ○：環境の保全についての配慮が適正

環境影響評価の結果(全体)

準備書第11章、第12章、第13章

■環境影響評価の結果（2 / 2）

■動物～温室効果ガス

- ・動物、植物、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等、地球環境では、環境影響があると予測され、環境保全措置を検討しました。
- ・動物、植物では、事後調査を実施することとしました。

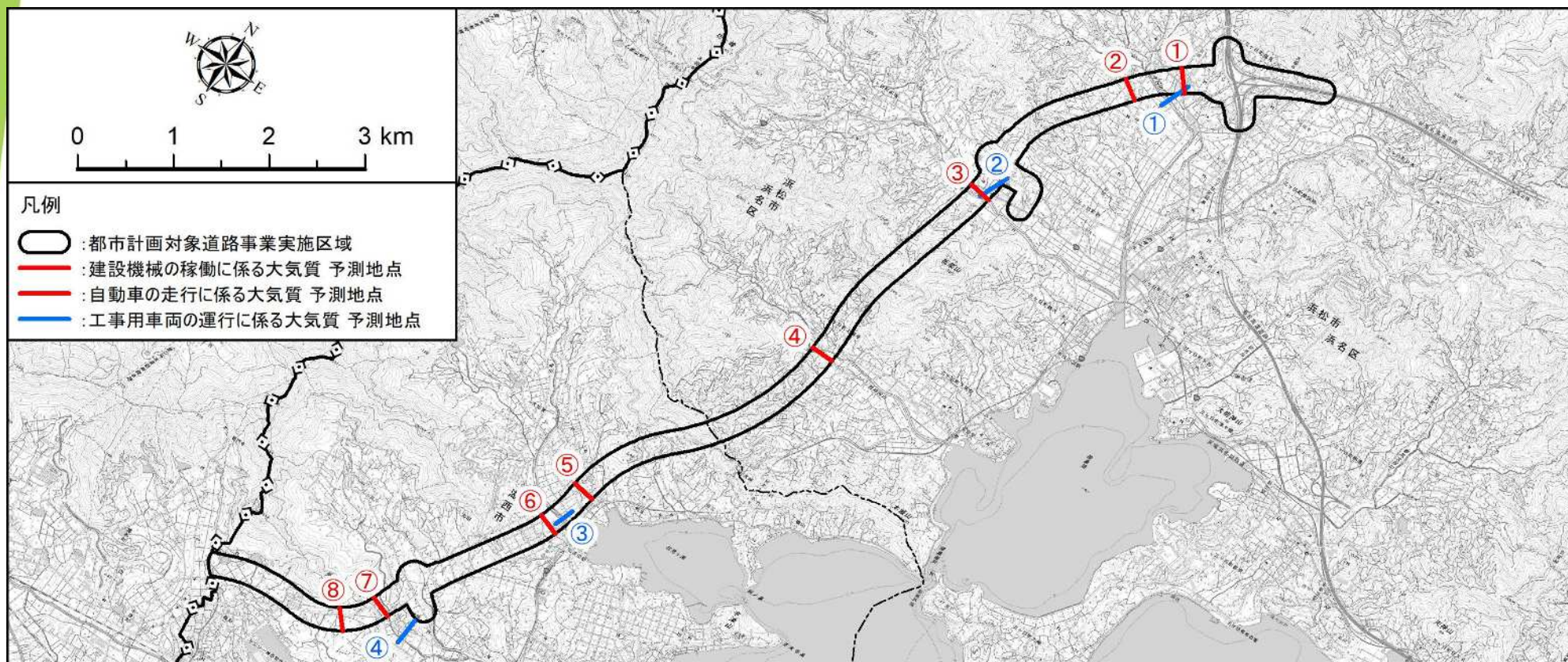
環境要素の区分		影響要因の区分	予測結果		環境保全措置	評価結果	事後調査
			工事	存在・供用			
動物		工事／存在	×		・改変の最小化 ・工事工程の配慮及び段階的な土地の改変（コンディショニング） ・人工代替巢の設置 ・個体の移殖	○	実施する
植物		工事／存在	×		・個体の監視 ・林縁保護	○	実施する
生態系		工事／存在	○		－	○	実施しない
景観	主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観	工事／存在	○		－	○	実施しない
人と自然との触れ合 いの活動の場	主要な人と自然との 触れ合いの活動の 場	工事／存在	×		・構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討 ・地形改変部（法面含む）の緑化	○	実施しない
文化財		工事	×		・文化財保護法に基づく適切な措置	○	実施しない
		存在	○		－		
廃棄物等	建設工事に伴う副 産物	工事	×	－	・再資源化施設への搬入等による他事業等での利用	○	実施しない
地球環境	温室効果ガス	工事	×	－	・作業者に対する建設機械の省エネ運転の指導 ・作業者に対する工事用車両のエコドライブの指導	○	実施しない

(凡例)

予測結果 ○：影響がない又は極めて小さい ×：影響あり（基準超過など）

評価結果 ○：環境の保全についての配慮が適正

予測地点



建設機械の稼働

- 建設機械の稼働に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度は、基準又は目標となる値以下になると予測されます。また、粉じん等は、環境保全措置として「散水」を実施することにより、参考となる値以下になると予測されます。

番号	予測地点		二酸化窒素(ppm)		浮遊粒子状物質(mg/m ³)		粉じん等(t/km ² /月)	
			日平均値の年間98%	基準又は目標	日平均値の年間2%除外値	基準又は目標	季節別降下ばいじん量	参考となる値
1	浜松市浜名区三ヶ日町福長	東側	0.0143	0.04 から 0.06 までの ゾーン内 又は それ以下	0.0285	0.10以下	3.3～6.6	10以下
2	浜松市浜名区三ヶ日町平山	西側	0.0145		0.0286		0.7～2.5	
3	浜松市浜名区三ヶ日町日比沢	西側	0.0174		0.0288		0.9～2.8	
4	浜松市浜名区三ヶ日町上尾奈	東側	0.0137		0.0265		8.1～12.0 [2.2～3.3]	
5	湖西市大知波1	東側	0.0142		0.0264		2.2～3.8	
6	湖西市大知波2	東側	0.0143		0.0265		5.9～9.3	
7	湖西市神座1	東側	0.0145		0.0265		8.0～12.6 [2.2～3.4]	
8	湖西市神座2	西側	0.0142		0.0265		0.4～1.2	

※1 [] 内の数値は、環境保全措置を講じた値です。

※2 予測は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び粉じん等の影響が最も大きい工種を対象としています。

※3 予測地点は、住居等の保全対象や工事計画により選定した断面における工事敷地境界（道路敷地境界）の地上1.5mとしました。

〔環境保全措置〕 散水

工事用車両の運行

- ◆ 工事用車両の運行に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度は、基準又は目標となる値以下になると予測されます。また、粉じん等は、環境保全措置として「工事車両の洗車」を実施することにより、参考となる値以下になると予測されます。

番号	予測地点		二酸化窒素(ppm)		浮遊粒子状物質(mg/m ³)		粉じん等(t/km ² /月)	
			日平均値の年間98%	基準又は目標	日平均値の年間2%除外値	基準又は目標	季節別降下ばいじん量	参考となる値
1	浜松市浜名区 三ヶ日町福長	北側	0.0142	0.04 から 0.06 までの ゾーン内 又は それ以下	0.0285	0.10以下	0.4～0.5	10以下
		南側	0.0142		0.0285		0.3～0.6	
2	浜松市浜名区 三ヶ日町日比沢	北側	0.0146		0.0285		6.6～12.1 [0.3～0.6]	
		南側	0.0146		0.0285		2.9～8.7	
3	湖西市大知波	北側	0.0142		0.0264		4.6～5.8	
		南側	0.0142		0.0264		1.5～3.4	
4	湖西市神座	北側	0.0151		0.0265		14.4～36.8 [0.7～1.8]	
		南側	0.0148		0.0265		6.6～20.9 [0.3～1.0]	

※1 [] 内の数値は、環境保全措置を講じた値です。

※2 予測は、工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期を対象としています。

※3 予測地点は、住居等の保全対象や工事計画により選定した既存道路の断面における敷地境界（道路敷地境界）の地上 1.5mとしました。

〔環境保全措置〕 工事用車両の洗車

自動車の走行

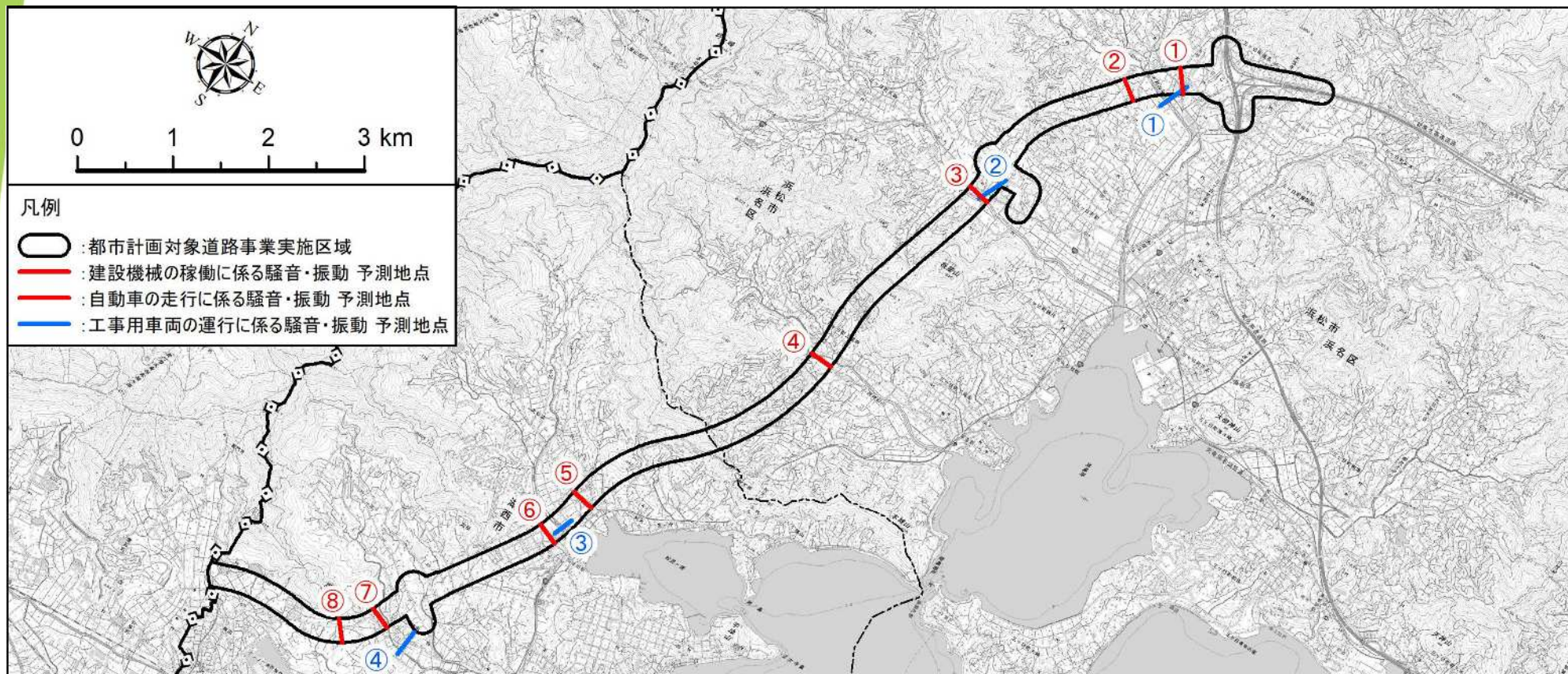
- ◆ 自動車の走行に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度は、基準又は目標となる値以下になると予測されます。

番号	予測地点		二酸化窒素(ppm)		浮遊粒子状物質(mg/m ³)	
			日平均値の年間98%	基準又は目標	日平均値の年間2%除外値	基準又は目標
1	浜松市浜名区三ヶ日町福長	西側	0.0141	0.04から0.06までの ゾーン内 又は それ以下	0.0285	0.10以下
		東側	0.0155		0.0286	
2	浜松市浜名区 三ヶ日町平山	西側	0.0140		0.0285	
		東側	0.0141		0.0285	
3	浜松市浜名区 三ヶ日町日比沢	西側	0.0140		0.0285	
		東側	0.0167		0.0286	
4	浜松市浜名区 三ヶ日町上尾奈	西側	0.0155		0.0284	
		東側	0.0140		0.0284	
5	湖西市大知波1	西側	0.0146		0.0284	
		東側	0.0154		0.0284	
6	湖西市大知波2	西側	0.0140		0.0284	
		東側	0.0141		0.0284	
7	湖西市神座1	西側	0.0148		0.0284	
		東側	0.0140		0.0284	
8	湖西市神座2	西側	0.0140		0.0284	
		東側	0.0141		0.0284	

※1 予測は、計画交通量の発生が見込まれる時期である令和22年としました。

※2 予測地点は、住居等の保全対象や道路構造、交通条件により選定した断面における敷地境界（道路敷地境界）の地上1.5mとしました。

予測地点



建設機械の稼働

- 建設機械の稼働に係る騒音は、環境保全措置として「防音シートなどの遮音対策」を実施することにより、基準又は目標となる値以下になると予測されます。

[単位: dB]

番号	予測地点		騒音レベル (L_{A5} 又は $L_{A,Fmax,5}$)	基準又は目標
1	浜松市浜名区三ヶ日町福長	東側	98[78]	85
2	浜松市浜名区 三ヶ日町平山	西側	91[82]	
3	浜松市浜名区 三ヶ日町日比沢	西側	97[85]	
4	浜松市浜名区 三ヶ日町上尾奈	東側	97[85]	
5	湖西市大知波1	東側	91[82]	
6	湖西市大知波2	東側	94[83]	
7	湖西市神座1	東側	93[82]	
8	湖西市神座2	西側	91[82]	

※1 [] 内の数値は、環境保全措置を講じた値です。

※2 予測は、騒音の影響が最も大きい工種を対象としています。

※3 予測地点は、住居等の保全対象や工事計画により選定した断面における工事敷地境界（道路敷地境界）の地上 1.2mとしました。

〔環境保全措置〕

防音シートなどの遮音対策（防音シート又は防音パネルの設置）

工事用車両の運行

- ◆ 工事用車両の運行に係る騒音は、基準又は目標となる値以下になると予測されます。

[単位: dB]

番号	予測地点	現況値	騒音レベル (L_{Aeq})	基準又は目標
1	浜松市浜名区三ヶ日町福長	64	64	70
2	浜松市浜名区三ヶ日町日比沢	66	67	
3	湖西市大知波	65	66	
4	湖西市神座	63	66	

※1 予測は、工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期を対象としています。

※2 予測地点は、住居等の保全対象や工事計画により選定した既存道路の断面における敷地境界（道路敷地境界）の地上 1.2mとしました。

自動車の走行(1/2)

- ◆ 自動車の走行に係る騒音は、環境保全措置として「遮音壁の設置」を実施することにより、基本又は目標となる値以下になると予測されます。

番号	予測地点			予測高さ (m)	道路敷地境界 からの距離 (m)	等価騒音レベル (L _{Aeq}) (dB)			
						昼間		夜間	
						予測評価	基準又は目標	予測評価	基準又は目標
1	浜松市浜名区 三ヶ日町福長	西側	近接空間	4.2	0	63	70	61	65
				1.2	0	60		58	
			背後地	4.2	20	62	65	60	60
				1.2	20	62		60	
		東側	近接空間	4.2	0	66[63]	70	65[63]	65
				1.2	0	65[64]		64[62]	
			背後地	4.2	20	64[61]	65	62[59]	60
				1.2	20	64[59]		63[57]	
2	浜松市浜名区 三ヶ日町平山	西側	近接空間	4.2	0	63	70	56	65
				1.2	0	62		55	
			背後地	4.2	20	63	65	56	60
				1.2	20	63		56	
		東側	近接空間	4.2	0	63	70	56	65
				1.2	0	62		55	
			背後地	4.2	20	63	65	56	60
				1.2	20	63		56	
3	浜松市浜名区 三ヶ日町日比沢	西側	近接空間	4.2	0	68	70	62	65
				1.2	0	68		62	
			背後地	4.2	20	63	65	58	60
				1.2	20	61		55	
		東側	近接空間	4.2	0	69	70	63	65
				1.2	0	69		63	
			背後地	4.2	20	63	65	57	60
				1.2	20	60		54	
4	浜松市浜名区 三ヶ日町上尾奈	西側	近接空間	4.2	0	59	70	52	65
				1.2	0	58		51	
			背後地	4.2	20	58	65	51	60
				1.2	20	57		50	
		東側	近接空間	4.2	0	57	70	50	65
				1.2	0	56		49	
			背後地	4.2	20	57	65	50	60
				1.2	20	56		49	

〔環境保全措置〕
遮音壁の設置

自動車の走行(2/2)

番号	予測地点			予測高さ (m)	道路敷地境界 からの距離 (m)	等価騒音レベル (L _{Aeq}) (dB)			
						昼間		夜間	
						予測評価	基準又は目標	予測評価	基準又は目標
5	湖西市大知波1	西側	近接空間	4.2	0	67[60]	70	60[53]	65
				1.2	0	64[58]		57[51]	
			背後地	4.2	20	66[60]	65	59[53]	60
				1.2	20	64[58]		57[51]	
		東側	近接空間	4.2	0	73[70]	70	66[63]	65
				1.2	0	68[60]		61[53]	
			背後地	4.2	20	69[61]	65	62[54]	60
				1.2	20	66[59]		59[52]	
6	湖西市大知波2	西側	近接空間	4.2	0	54	70	47	65
				1.2	0	54		47	
			背後地	4.2	20	54	65	47	60
				1.2	20	54		47	
		東側	近接空間	4.2	0	54	70	47	65
				1.2	0	54		47	
			背後地	4.2	20	54	65	47	60
				1.2	20	54		47	
7	湖西市神座1	西側	近接空間	4.2	0	57	70	53	65
				1.2	0	55		48	
			背後地	4.2	20	57	65	53	60
				1.2	20	54		48	
		東側	近接空間	4.2	0	56	70	48	65
				1.2	0	54		47	
			背後地	4.2	20	56	65	48	60
				1.2	20	54		47	
8	湖西市神座2	西側	近接空間	4.2	0	63	70	57	65
				1.2	0	61		55	
			背後地	4.2	20	63	65	57	60
				1.2	20	62		56	
		東側	近接空間	4.2	0	60	70	54	65
				1.2	0	59		53	
			背後地	4.2	20	60	65	54	60
				1.2	20	59		53	

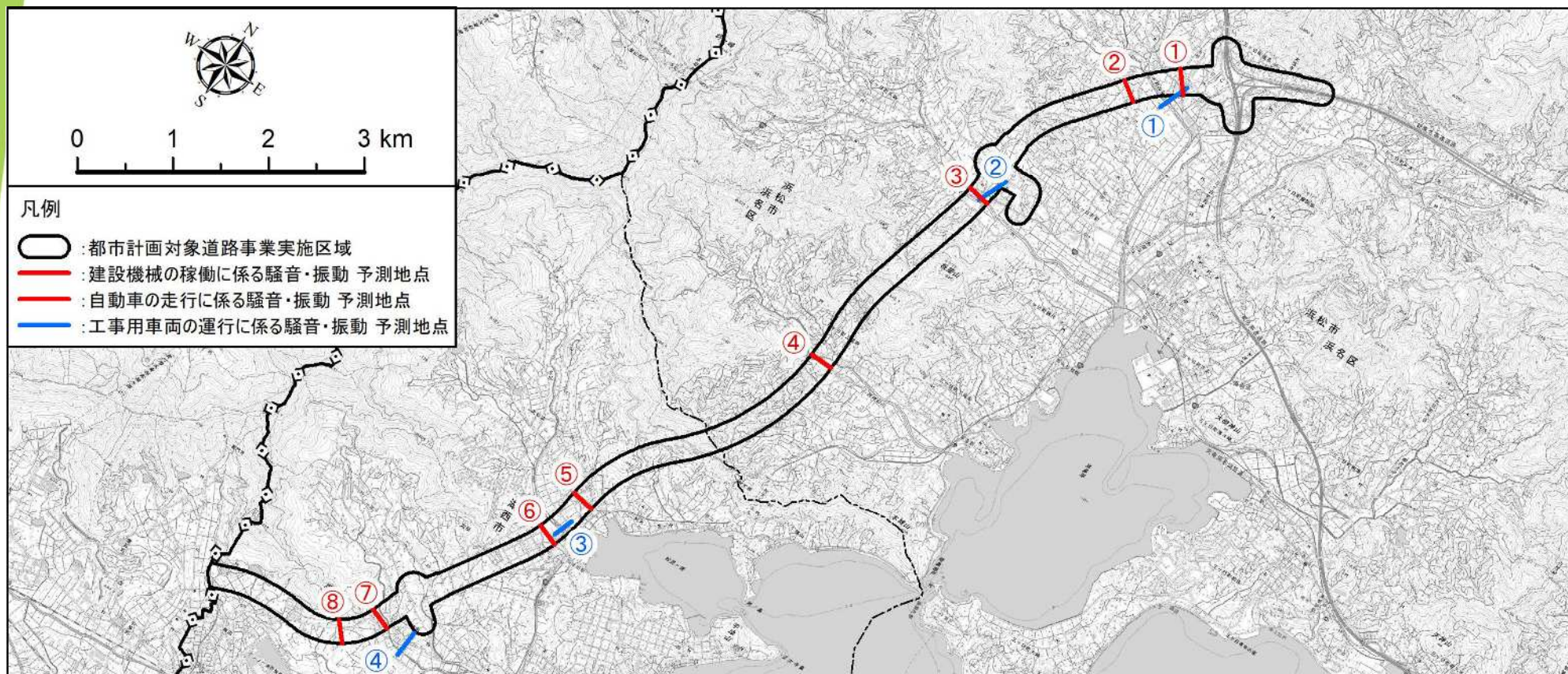
〔環境保全措置〕
遮音壁の設置

※1 [] 内の数値は、環境保全措置を講じた値です。

※2 予測は、計画交通量の発生が見込まれる時期である令和 22 年としました

※3 予測地点は、住居等の保全対象や道路構造、交通条件により設定した断面における敷地境界（道路敷地境界）の 1 階（1.2m）及び 2 階（4.2m）高さとしてしました。

予測地点



建設機械の稼働

- ◆ 建設機械の稼働に係る振動は、基準又は目標となる値以下になると予測されます。

[単位: dB]

番号	予測地点		振動レベル (L_{10})	基準又は目標
1	浜松市浜名区三ヶ日町福長	東側	58	75
2	浜松市浜名区 三ヶ日町平山	西側	63	
3	浜松市浜名区 三ヶ日町日比沢	西側	63	
4	浜松市浜名区 三ヶ日町上尾奈	東側	63	
5	湖西市大知波1	東側	63	
6	湖西市大知波2	東側	63	
7	湖西市神座1	東側	63	
8	湖西市神座2	西側	63	

※1 予測は、振動の影響が最も大きい工種を対象としています。

※2 予測地点は、住居等の保全対象や工事計画により選定した断面における工事敷地境界（道路敷地境界）としました。

工事用車両の運行

- ◆ 工事用車両の運行に係る振動は、基準又は目標となる値以下になると予測されます。

[単位: dB]

番号	予測地点	区域の 区分	振動レベル (L_{10})	基準又は目標
1	浜松市浜名区三ヶ日町福長	第1種区域	27	65
2	浜松市浜名区 三ヶ日町日比沢		33	
3	湖西市大知波		41	
4	湖西市神座		39	

※1 予測は、工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期を対象としています。

※2 予測地点は、住居等の保全対象や工事計画により選定した既存道路の断面における敷地境界（道路敷地境界）としました。

※3 地域の区分がなされていない予測地点の基準又は目標には、当該地域の現地状況を勘案の上、第1種区域の基準値を設定しました。

自動車の走行

- ◆ 自動車の走行に係る振動は、基準又は目標となる値以下になると予測されます。

[単位: dB]

番号	予測地点		区域の 区分	振動レベル (L ₁₀)			
				昼間		夜間	
				予測 評価	基準又 は目標	予測 評価	基準又 は目標
1	浜松市浜名区 三ヶ日町福長	西側 東側	第1種 区域	49	65	49	60
				47		47	
2	浜松市浜名区 三ヶ日町平山	西側 東側		37		37	
				36		36	
3	浜松市浜名区 三ヶ日町日比沢	西側 東側		45		45	
				45		45	
4	浜松市浜名区 三ヶ日町上尾奈	西側 東側		44		44	
				44		44	

[単位: dB]

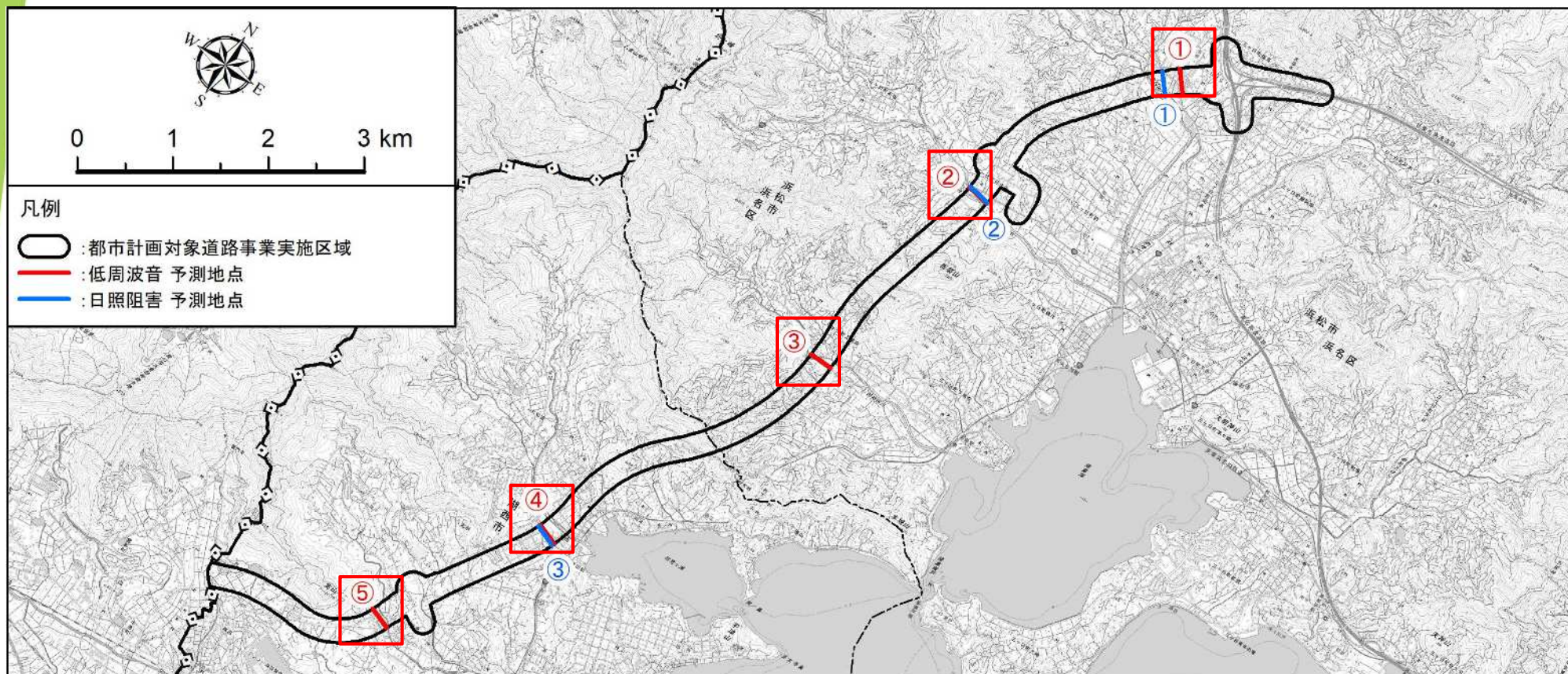
番号	予測地点		区域の 区分	振動レベル (L ₁₀)			
				昼間		夜間	
				予測 評価	基準又 は目標	予測 評価	基準又 は目標
5	湖西市大知波1	西側 東側	第1種 区域	39	65	39	60
				43		43	
6	湖西市大知波2	西側 東側		45		45	
				45		45	
7	湖西市神座1	西側 東側		46		47	
				46		47	
8	湖西市神座2	西側 東側		42		43	
				40		42	

※1 予測は、計画交通量の発生が見込まれる時期である令和 22 年としました。

※2 予測地点は、住居等の保全対象や道路構造、交通条件により設定した断面における敷地境界（道路敷地境界）としました。

※3 地域の区分がなされていない予測地点の基準又は目標には、当該地域の現地状況を勘案の上、第 1 種区域の基準値を設定しました。

予測地点



自動車の走行

- ◆ 自動車の走行に係る低周波音は、参考となる値以下になると予測されます。

[単位: dB]

番号	予測地点	1～80Hzの50% 時間率音圧レベル (L_{50})	1～20HzのG特性5% 時間率音圧レベル (L_{G5})	参考となる値
1	浜松市浜名区 三ヶ日町福長	78	85	L_{50} : 90 L_{G5} : 100
2	浜松市浜名区 三ヶ日町日比沢	70	80	
3	浜松市浜名区 三ヶ日町上尾奈	69	79	
4	湖西市大知波	73	81	
5	湖西市神座	71	80	

※1 予測は、計画交通量の発生が見込まれる時期である令和 22 年としました。

※2 予測地点は、高架区間のうち住居等の保全対象や交通条件により設定した断面における住居等の位置の地上 1.2m としました。

切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置

- ◆ 裸地等は転圧やビニールシートによる被覆等を行うとともに、法面は早期緑化に努め、裸地状態の短期化・縮小化を図ること、必要に応じて濁水の流出を防止する沈砂池等を設けること等により、濁水が周辺河川に及ぼす影響は極めて小さいと予測されます。

掘削工事、トンネル工事の実施、道路(地下式)の存在

- ◆ 井戸における地下水位の低下はほとんど生じないと予測されます。
- ◆ 支流流量については、すべての地点で流量の低下が見られ、影響があると予測されますが、環境保全措置として「観測修正法による最適な工法の採用」を実施することにより、地下水の水位に関する影響の低減を図ります。

番号	地点名	地下水位[EL. m]			変化幅[m]
		工事前	工事中	供用後	
1	井戸-1	34.05	34.04	34.04	- 0.01
2	井戸-2	27.74	27.74	27.74	0.00
3	井戸-3	24.27	24.18	24.18	- 0.09
4	井戸-4	1.80	1.80	1.80	0.00

※ 工事前後の地下水位は解析値を示します。

番号	地点名	流量[L/min]			変化幅[L/min]	影響割合 (%)
		工事前	工事中	供用後		
5	支流-1	469.3	157.7	156.3	-313.0	67
6	支流-2	104.8	28.7	28.4	- 76.4	73
7	支流-3	658.4	547.4	539.6	-118.8	18
8	支流-4	106.4	67.8	65.4	-41.0	39

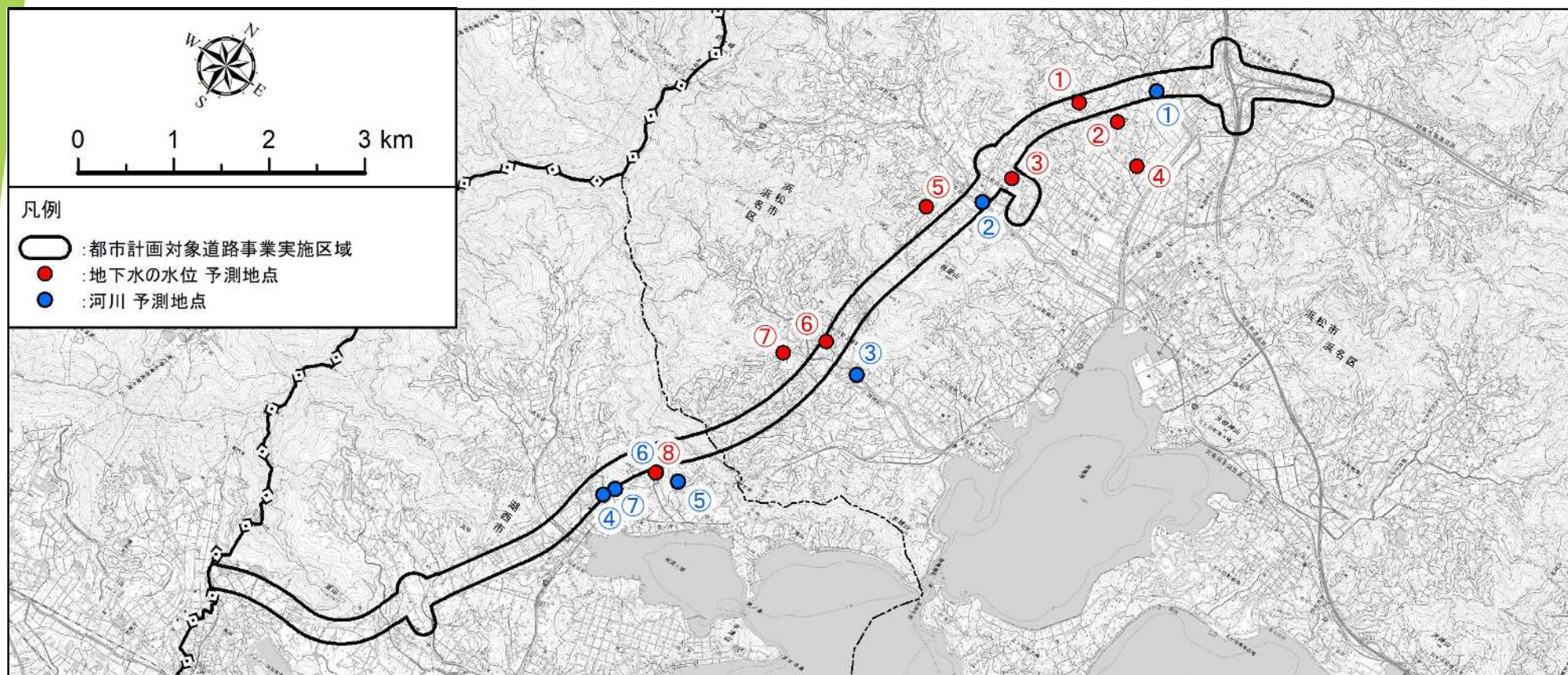
※1 工事前後の流量は解析値を示します。

※2 影響割合は工事前から供用後における変化割合を示します。

〔環境保全措置〕

観測修正法による最適な工法の採用

予測地点



掘削工事、トンネル工事の実施、道路(地下式)の存在

- トンネル周辺の河川について、一部の利水のある河川及び沢で流量の低下が見られ、影響があると予測されますが、環境保全措置として「トンネル湧水の河川及び水路への流入」「観測修正法による最適な工法の採用」を実施することにより、河川に関する影響の低減を図ります。

番号	河川名	流量[L/min]			変化幅 [L/min]	影響 割合(%)	利水(農業取水)
		工事前	工事中	供用後			
1	宇利山川	9,272.8	9,268.5	9,268.3	-4.5	0.05	取水あり
2	日比沢川	6,855.0	6,424.4	6,421.6	-433.4	6	取水なし
3	西神田川	1,975.8	1,621.9	1,610.6	-365.2	18	取水あり
4	カン寺川	202.3	199.2	196.6	-5.7	3	取水あり

※1 工事前後の流量は解析値を示します。

※2 影響割合は工事前から供用後における変化割合を示します。

番号	地点名	流量[L/min]			変化幅 [L/min]	影響 割合(%)	利水(農業用溜池)
		工事前	工事中	供用後			
5	沢1	51.2	21.7	21.4	-29.8	58	農業用溜池に流入あり
6	沢2	106.4	67.8	65.4	-41.0	39	農業用溜池に流入あり
7	沢3	4.5	3.7	3.7	-0.8	18	農業用溜池に流入あり

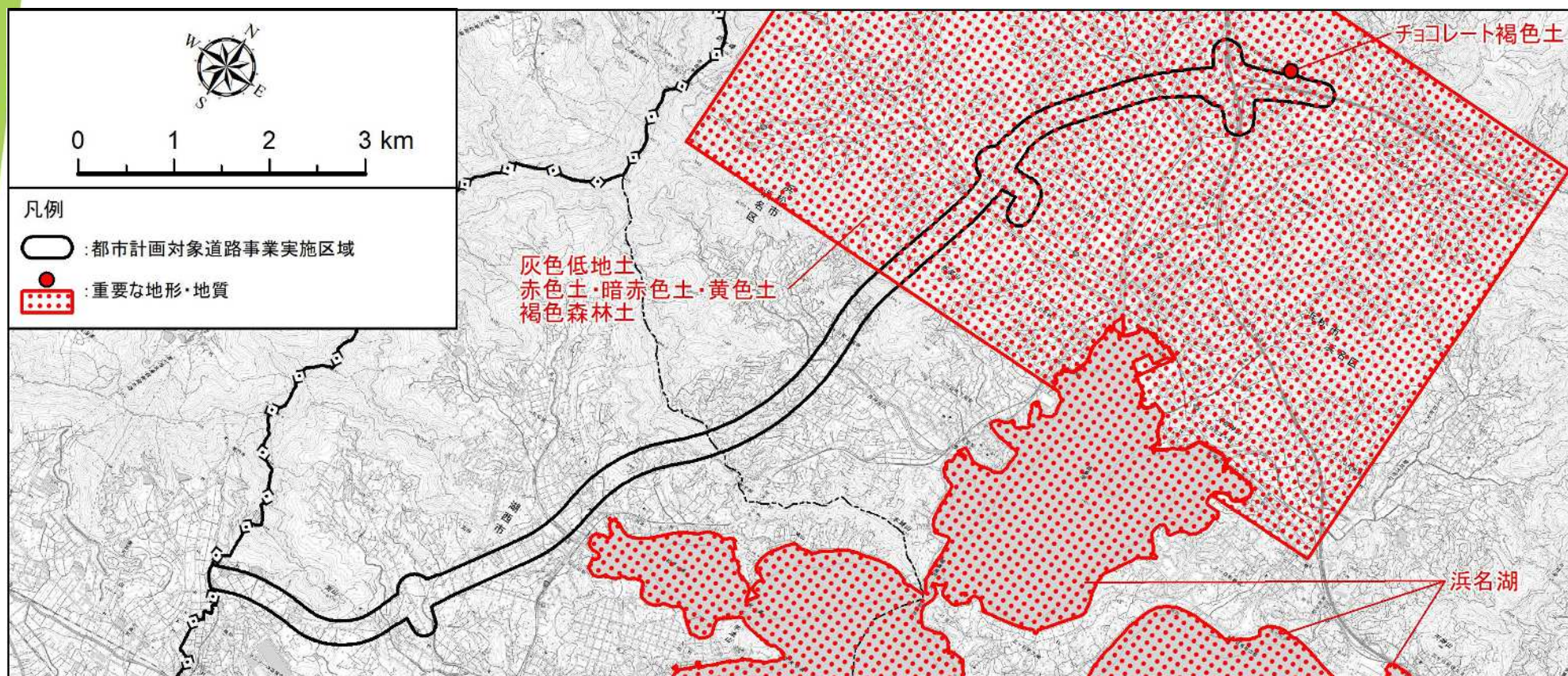
※1 工事前後の流量は解析値を示します。

※2 影響割合は工事前から供用後における変化割合を示します。沢の流量の低下を軽減させるためにトンネル湧水を沢及び水路に流入させることで、溜池に流入する流量を補完できると予測されます。

〔環境保全措置〕

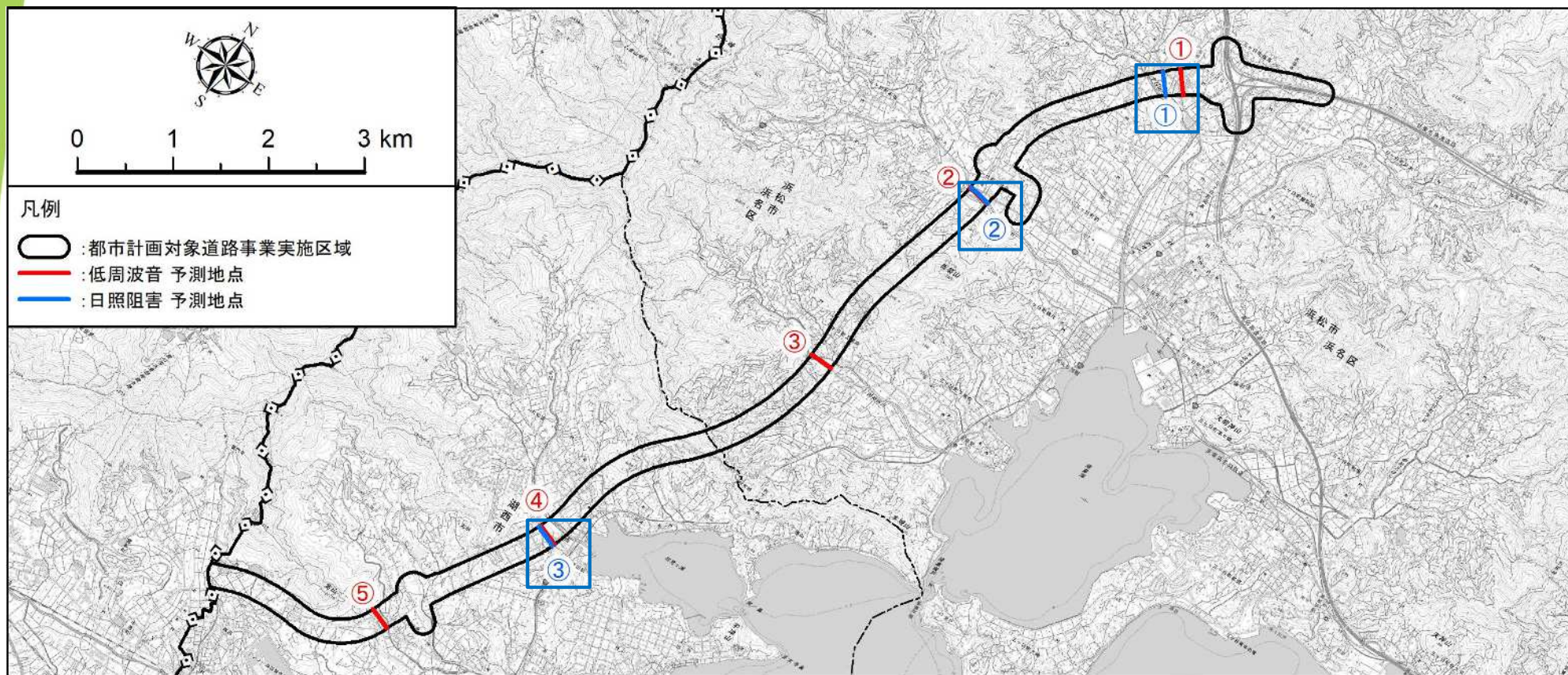
トンネル湧水の河川及び水路への流入、観測修正法による最適な工法の採用

工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在



- ◆ 重要な地形及び地質のうち、「灰色低地土」「赤色土、暗赤色土、黄色土」「褐色森林土」の一部が事業実施区域と重なりますが、改変面積はわずかであり、影響は極めて小さいと予測されます。

予測地点



道路（嵩上式（橋梁））の存在

- ◆ 道路（嵩上式（橋梁））の存在に係る日照障害は、三ヶ日町福長の地点で参考となる値を超過する日影が生じると予測されますが、環境保全措置として「高架構造物お上下部工の形式・配置等の工夫」を実施することにより、日照障害に関する影響の低減を図ります。
- ◆ また、必要に応じて「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和51年建設省計用発第4号）に基づき、適切に対処します。

番号	予測地点		予測高さ	高架構造物設置後の日影時間	参考となる値
1	浜松市浜名区 三ヶ日町福長	西側	1階 (地上1.5m)	4時間以上	1階で4時間
2	浜松市浜名区 三ヶ日町日比沢	西側	1階 (地上1.5m)	3時間未満	1階で4時間
3	湖西市大知波	西側	1階 (地上1.5m)	3時間未満	1階で4時間

※1 予測は、道路の設置が完了する時期の冬至日としました。

※2 対象道路の高架構造物に最も近接する住居位置における日影時間を示します。

※3 予測地点は、高架構造物と周辺地盤との高低差等により選定しました。

〔環境保全措置〕

高架構造物の上下部工の形式・配置等の工夫

工事の実施、道路の存在

- ◆ 現地調査により生息が確認された動物の重要な種138種(哺乳類9種、鳥類37種、両生類7種、爬虫類7種、魚類14種、昆虫類22種、底生動物20種、クモ類6種、陸産貝類16種)について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた解析を行いました。

項目	確認種数	重要な種
哺乳類	6目13科21種	キクガシラコウモリ、ノウサギ、ムササビ等9種
鳥類	17目43科117種	オシドリ、キンクロハジロ、ミゾゴイ等37種
両生類	2目6科12種	アカハライモリ、アズマヒキガエル、ツチガエル等7種
爬虫類	2目8科14種	ニホンイシガメ、クサガメ、ニホンスッポン等7種
魚類	7目16科44種	ニホンウナギ、カワムツ、タモロコ等14種
昆虫類	19目254科1,324種	オオゴキブリ、オオアメンボ、コオイムシ等22種
底生動物	34目118科293種	マルタニシ、タケノコカワニナ、タイコウチ等20種
クモ類	1目32科171種	ワスレナグモ、カネコタテグモ、ニシキオニグモ等6種
陸産貝類	4目19科53種	ゴマオカタニシ、ミカワギセル、ヒメカサキビ等16種

- ◆ 重要な種のうち、ハチクマ、フクロウ、アオバズクは、対象道路から営巣地が近い
ため、トウカイナガレホトケドジョウは、トンネル掘削により沢の流量が減少する
可能性があるため、生息環境への影響があると予測されました。
- ◆ 環境保全措置として「改変の最小化」「工事工程の配慮及び段階的な土地の改変(コ
ンディショニング)」「人工代替巢の設置」「個体の移殖」を実施することにより動
物に関する影響の低減を図ります。



ハチクマ



フクロウ



アオバズク



トウカイナガレホトケドジョウ

〔環境保全措置〕

ハチクマ、フクロウ、アオバズク：改変の最小化、工事工程の配慮及び段階的な土地の改変（コンディショニング）、
人工代替巢の設置

トウカイナガレホトケドジョウ：個体の移殖

工事の実施、道路の存在

- ◆ 現地調査により生育が確認された植物の重要な種66種について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた解析を行いました。

項目	確認種数	重要な種
植物相	157科 1,095種	マツバラン、エビネ、ハルザキヤツシロラン等の66種
植物群落	植物群落：17 土地利用等：7	—

- ◆ 重要な種のうち、エンシュウムヨウラン、シュンラン、ハスノハカズラは、生育環境の質的な変化により影響がある、または影響の程度は大きいと予測されました。
- ◆ 環境保全措置として「個体の監視」「林縁保護」を実施することにより植物に関する影響の低減を図ります。



エンシュウムヨウラン



シュンラン



ハスノハカズラ

〔環境保全措置〕

エンシュウムヨウラン、シュンラン、ハスノハカズラ：個体の監視

エンシュウムヨウラン、シュンラン：林縁保護

工事の実施、道路の存在

- ◆ 生態系の注目種等について、生息・生育基盤の改変の程度を踏まえた解析を行いました。
- ◆ 地域を特徴づける生態系は、いずれの生態系区分も、事業による影響は極めて小さいと予測されます。
- ◆ なお、「山地－樹林主体の生態系」における特殊性の注目種として選定した、浜名湖周辺湧水湿地群(梅田北湿地)に生息・生育する注目種については、周辺にトンネル構造が計画されていないことから、地下水の変化による生息・生育基盤への質的变化はなく、生態系への影響はないと予測されます。



浜名湖湧水湿地群(梅田北湿地)の位置



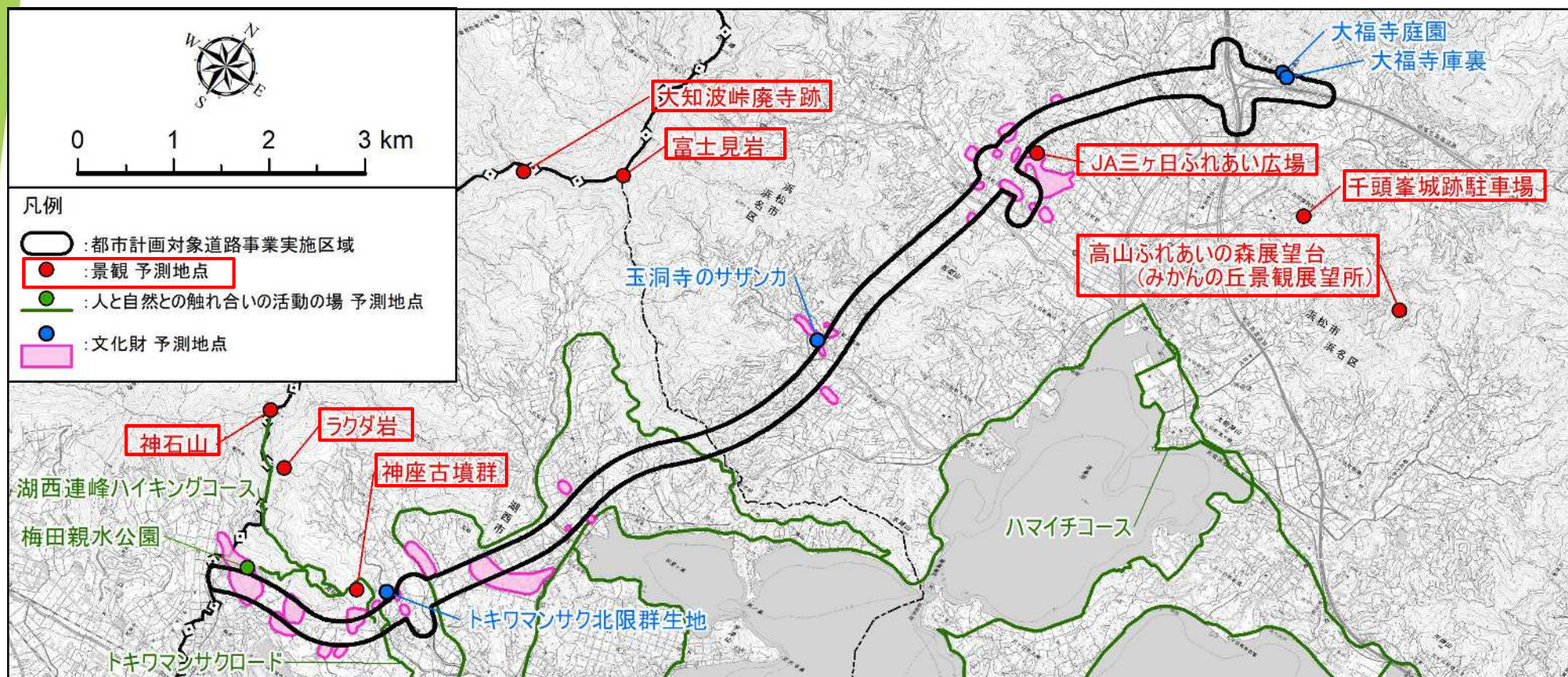
ヒメタイコウチ



トウカイコモウセンゴケ

山地－樹林主体の生態系における特殊性の注目種

予測地点



工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在

- ◆ 対象道路によって改変を受ける主要な眺望点はありません。景観資源のうち「みかん畑」の一部は改変されますが、景観資源の価値を大きく損なうものではなく、影響は極めて小さいと予測されます。
- ◆ また、対象道路は丘陵地や市街地、耕作地に溶け込んでいるため、目立ちにくくなっており、スカイラインの切断も生じないことから、主要な眺望景観の変化は極めて小さいと予測されます。

高山ふれあいの森展望台からの眺望（みかん畑を望む）



大知波峠廃寺跡からの眺望（浜名湖を望む）

現況



将来



ラクダ岩からの眺望（浜名湖を望む）

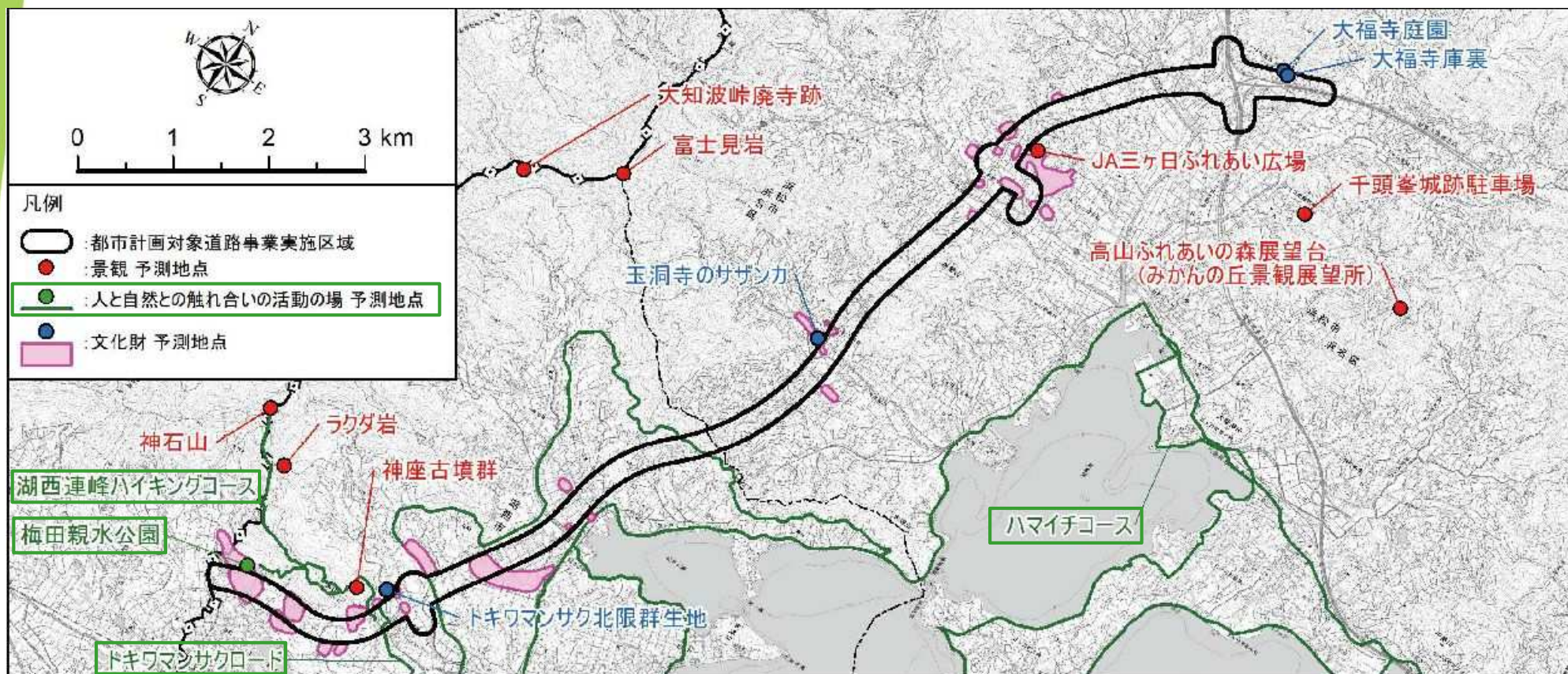
現況



将来



予測地点



工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在

- ◆ ほとんどの地点では、自然資源の改変や利用性・快適性の変化は生じず、影響はない、または極めて小さいと予測されました。
- ◆ 梅田親水公園については、公園内の道路から南方向に対象道路を視認でき、視距離が近傍であることから、快適性に影響が生じる可能性があるとして予測されましたが、環境保全措置として「構造物及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」、「地形改変部（法面含む）の緑化」を実施することにより、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響の低減を図ります。



梅田親水公園：休憩

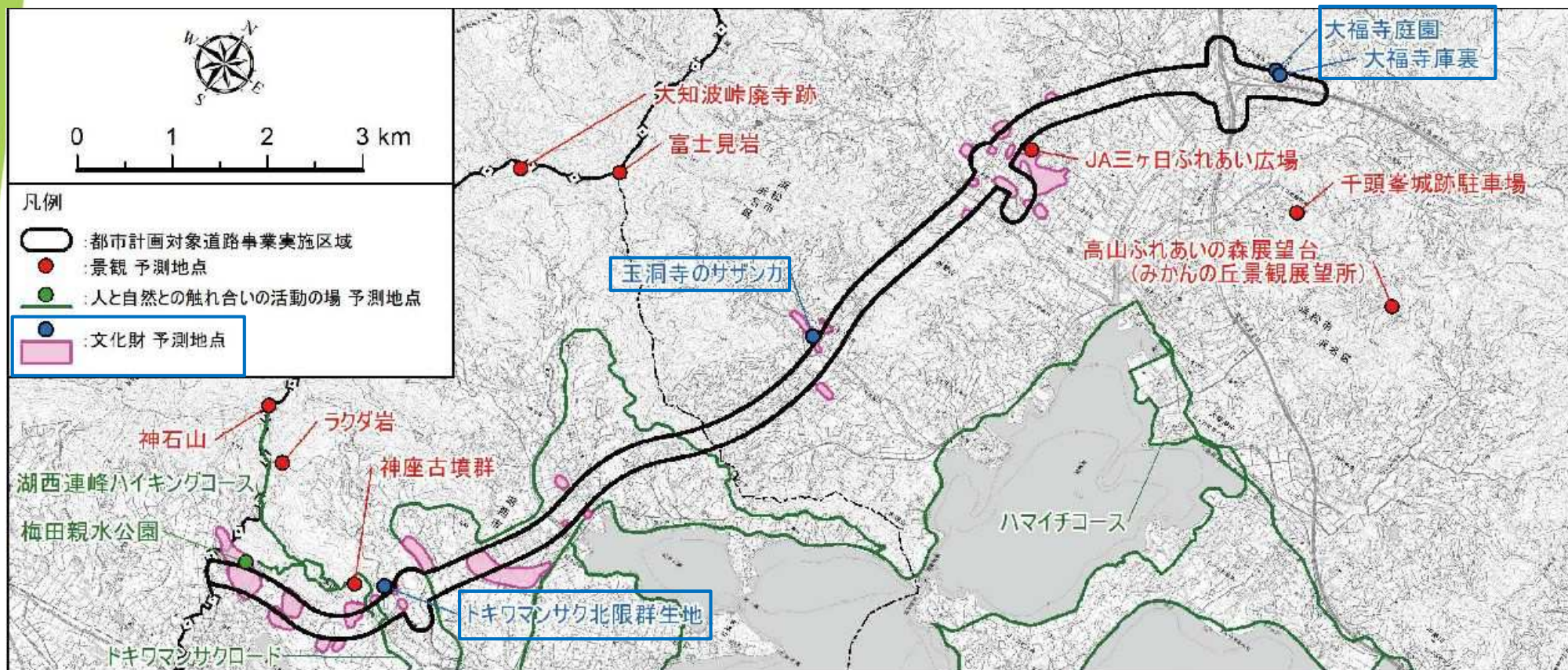


梅田親水公園：登山

〔環境保全措置〕

構造物及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討、地形改変部（法面含む）の緑化

予測地点



工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在

- ◆ 有形文化財等についてはいずれも改変はなく、「トキワマンサク北限群生地」等の植物の天然記念物についても十分な離隔距離が確保されており、影響はないと予測されます。



トキワマンサク北限群生地

- ◆ 埋蔵文化財包蔵地については、「神座C古墳群」等の7件は、それぞれ一部が改変されると予測されることから、環境保全措置として「文化財保護法に基づく適切な措置」を実施することにより、文化財に関する影響の低減を図ります。

〔環境保全措置〕

文化財保護法に基づく適切な措置

切土工等又は既存の工作物の除去

- ◆ 建設発生土は1275.8千m³、コンクリート塊は2.9千m³、アスファルト・コンクリート塊は0.9千m³ が発生し、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、発生量の全量を区域外へ搬出すると予測されますが、環境保全措置として「再資源化施設への搬入等による他事業等での利用」を実施することにより、廃棄物等に関する影響の低減を図ります。

〔環境保全措置〕

再資源化施設への搬入等による他事業等での利用

建設機械の稼働、工事用車両の運行

- ◆ 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、工事期間において約25,359 tCO₂ と予測されますが、環境保全措置として「作業者に対する建設機械の省エネ運転の指導」「作業者に対する工事用車両のエコドライブの指導」を実施することにより、温室効果ガス等に関する影響の低減を図ります。

〔環境保全措置〕

作業者に対する建設機械の省エネ運転の指導、作業者に対する工事用車両のエコドライブの指導

- ◆ 環境保全措置を実施する項目のうち、地下水の水位、河川については、地質構造及び影響範囲や、雨の流出特性に係る地質構造の推定には不確実性が考えられることから、事後調査を行います。
- ◆ また、動物については、環境保全措置の効果(繁殖・定着)に不確実性があることから、植物については、「林縁保護」の環境保全措置の内容をより詳細なものにするため、事後調査を行います。

●地下水の水位

調査する情報	調査手法	調査地点	調査時期及び期間
地下水位の状況	地下水位の観測 湧水量の観測	準備書における現地調査で把握した 井戸及び河川の支流	工事前～工事期間中及び工事完了後 3年間 (月1回)

●河川

調査する情報	調査手法	調査地点	調査時期及び期間
トンネル湧水の水量	現地観測	各トンネル	工事期間中及び工事完了後3年間 (月1回)
周辺河川の流量	現地観測	利水がある河川及び沢	工事前～工事期間中及び工事完了後 3年間 (月1回)

●動物

調査対象種	調査手法	調査地点	調査時期及び期間
鳥類（ハチマ）	定点調査、林内踏査	営巣地周辺	繁殖期間中の各月1回 工事前～工事期間中及び供用後3年程度
鳥類（フクロ、アハスリ）	定点調査、林内踏査	営巣地周辺	繁殖期間中の各月1回 工事前～工事期間中及び供用後3年程度
魚類（トウカイガレホトシヨウ）	沢の流量の現地観測	生息地の沢	毎月1回 工事前～工事期間中及び工事完了後3年程度
	直接観察及び採取	生息地の沢 及び移殖箇所	秋季に1回 工事前～工事期間中及び工事完了後3年程度

●植物

調査対象種	調査手法	調査地点	調査時期及び期間
林縁植生	林縁保護箇所における植生の遷移 状況及び生育環境のモニタリング	林縁保護対象箇所	秋季に1回 直近工区の工事前～工事期間中及び工事終了後3年程度

- 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、関係機関と協議し、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て追加調査等を行い、適切な措置を講じます。
- 事後調査の結果の公表については、事業者が行うものとしませんが、公表時期・方法については、関係機関と連携しつつ、適切に実施するものとしします。

- ◆ 本対象道路事業においては、対象道路のルート位置の検討段階から環境保全に配慮しており、各環境要素について事業予定者が実行可能な範囲内で環境保全措置を実施することにより、対象道路が周辺の環境に及ぼす影響についてできる限り回避又は低減が図られています。
- ◆ また、地下水の水位、河川、動物、植物については、専門家等の指導・助言を受けて事後調査を実施し、必要に応じて適切な措置を講じます。
以上のことから、計画路線に係る環境の保全について適正な配慮がなされていると評価します。
- ◆ なお、今後の工事計画等の詳細な検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うものとします。さらに、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった環境保全上の問題が生じた場合には、関係法令に基づき、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を実施することとします。

審査会委員・庁内からの事前意見に対する都市計画決定権者の見解

対象事業：浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）

No.	所属	準備書下部に記載の ページ番号	準備書の 通しページ番号 (PDFファイル)	事前意見の内容	都市計画決定権者の見解
1	審査会 委員	11-13-45 ～11-13-65	1111 ～1131	総体的には、道路の姿は景観にほとんど影響がないことが明らかになり、良い材料ではあるが、資料の表現としては改善の余地があると考ええる。 例えば、モニタージュ部分の拡大図を付けるなどの工夫が必要ではないか。 モニタージュについては、多くの景観の中で「目立って見えないこと」が明らかになったので、モニタージュ作成の意義は十分にあると考える。	フォトモニタージュは人間の視野に近い画角で撮影した写真をもとに作成しています。人間の視野で対象道路の見え方を予測したものであることから、拡大図は掲載していません。
2	審査会 委員	11-13-66、 13-30	1132、 1215	構造物・道路付属物の検討にあたっては、「浜松市景観計画」、「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)第4版-静岡県の公共事業における景観形成の指針」に沿って検討、とあるが、後者は「しずおか色彩・デザイン指針 第5版-静岡県の公共事業における景観形成の指針-」に改訂されている。(主に名称変更) デザインの考え方から具体的な方策まで、詳しく記述されており、しっかりと参考にしてほしいところである。 参考URL https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/042/355/shishin.pdf (2026.7.7閲覧)	事業実施段階における最新の指針等に基づき検討します。
3	文化財課	11-11-2、 11-11-4	896、 898	重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況について表11-11-3(1)、表11-11-4として選定基準が示されているが、文化財保護法に基づく指定文化財のみ挙げられているため静岡県文化財保護条例及び浜松市文化財保護条例に基づく指定文化財についても選定基準として含めるべきではないか。11-11-26(表11-11-10)等には重要な種及び群落等として県指定、市指定天然記念物が含まれているため整合性が取れない。	重要な種及び群落は、県指定、市指定天然記念物も選定基準として抽出、整理しています。評価書で表11-11-3、4の記載を修正します。
4	文化財課	11-13-10	1076	表11-13-5(2)F「大福寺庭園」は自然特性等の説明が「大福寺」の説明となっているため名称または自然特性等の内容を修正してください。	評価書で修正します。
5	文化財課	11-13-10	1076	表11-13-5(2)J「摩訶耶寺庭園」は自然特性等の説明が「摩訶耶寺」の説明となっているため名称または自然特性等の内容を修正してください。	評価書で修正します。

No.	所属	準備書下部に記載の ページ番号	準備書の 通しページ番号 (PDFファイル)	事前意見の内容	都市計画決定権者の見解
6	文化財課	11-13-11	1077	表11-13-5(3) N「初生衣神社」は「三ヶ日町」ではなく「浜松市」指定文化財です。修正してください。	評価書で修正します。
7	文化財課	11-13-16	1082	表11-13-6(2) No.14大福寺の主要な眺望点から大福寺庭園が展望できるのか疑義があります。ご確認ください。	主要な眺望点は便宜上「大福寺」としてありますが、お寺を眺望点としているわけではなく、庭園からの道路方向の眺望景観への予測を行いました。評価書にて眺望点の名前を「大福寺庭園」に修正します。
8	文化財課	11-13-16	1082	表11-13-6(2) No.15摩訶耶寺の主要な眺望点から摩訶耶寺庭園が展望できるのか疑義があります。ご確認ください。	主要な眺望点は便宜上「摩訶耶寺」としてありますが、お寺を眺望点としているわけではなく、庭園からの道路方向の眺望景観への予測を行いました。評価書にて眺望点の名前を「摩訶耶寺庭園」に修正します。
9	文化財課	11-13-32 (11-15-8)	1098 (1157)	表11-13-7(16) 大福寺の主要な眺望点の概要はNo.5と同じく疑義があります。池泉回遊式庭園ですが遊歩道としては整備されていません。	現地調査の際に池の周囲に歩道を確認できたため遊歩道としておりました。評価書にて修正します。
10	文化財課	11-13-34	1100	表11-13-7(18) 摩訶耶寺の主要な眺望点の概要はNo.6と同じく疑義があります。池を周遊するための遊歩道ではないと考えます(削除でよい)。	現地調査の際に池の周囲に歩道を確認できたため遊歩道としておりました。評価書にて修正します。
11	文化財課	11-15-2 (11-15-8)	1151 (1157)	表11-15-2 No.2大福寺庭園の所在地番が未記載のため記載してください。代表地番は浜松市浜名区三ヶ日町福長220-3(庭園位置は219)。	評価書で修正します。
12	文化財課	11-15-13	1162	表11-15-7 No.2大福寺庭園は近年、苑池への水の流入量が激減している。新東名高速道路工事後の変化について所有者から疑問がもたれているため、同様の工事であることから直接改変はなくとも地下水の影響について予測してほしい。	大福寺庭園の周辺では地下水に影響を及ぼすトンネル構造が予定されていないことから、影響はないと考えています。
13	緑政課	11-11-30	924	本事業では、工事の実施中や道路等の供用開始後、自動車が走行するため、排気ガスが排出される。事業実施により想定される影響において、植物相、植生、注目すべき種に対する排気ガスによる影響を考慮する必要があると考えられる。	環境影響評価の項目の選定にあたっては、国土交通省令、道路環境影響評価の技術手法、静岡県と浜松市の環境影響評価技術指針を参考に、事業特性及び地域特性等を勘案して選定しています。そのため、植物相、植生、注目すべき種に対する排気ガスによる影響については、対象としていません。なお、植物の天然記念物については道路からの十分な離隔が確保されており、排気ガスによる影響はないと予測しています。(P11-15-13参照)

No.	所属	準備書下部に記載の ページ番号	準備書の 通しページ番号 (PDFファイル)	事前意見の内容	都市計画決定権者の見解
14	緑政課	11-11-112	1006	表11-11-21（2）において環境保全措置として林縁保護のため、既存樹の 胴切り・新たな林縁部に在来の樹木の植栽を行うとあるが、現存の動植物へ の影響を考慮しているか。	林縁保護については、環境保全措置の内容をより詳細なものにするため、 事後調査を行うこととしており、植栽や胴切りなどの具体的な内容について は、事業実施段階において専門家等の指導・助言を得ながら適切な措置を 講じていきます。 また、林縁保護実施後においても事後調査としてモニタリングを行い、環 境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、関係機関と協議 し、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て追加調査等を行い、適切な 措置を講じます。
15	緑政課	11-16-4	1172	切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等のうち、コンクリート塊等 について一時保管が必要になった場合、関係する法令に基づき適切に対処す るとあります。浜名湖県立自然公園普通地域内において、廃棄物の保管のた めに土地を平らにするなど土地の形状変更を行う場合は届出が必要となりま す。	一時保管のための土地の形状変更を行う場合においても、関係する法令に 基づき適切に対応していきます。